

付属資料

1. 企業ヒアリング
2. 事業所内保育施設ヒアリング
3. 事業所内保育施設アンケート票
4. 事業所内保育施設アンケート（結果）
5. 自治体ヒアリング
6. 自治体アンケート票
7. 自治体アンケート（結果）

1. 企業ヒアリング

(1) 調査概要

企業の事業所内保育施設の設置意向等を把握することを目的として、事業所内保育施設を保有している企業および保有していない企業の両者に対するヒアリング調査を、平成21年11月から平成22年2月にかけて実施した。

ヒアリング対象とした企業は次のとおりである。このうち、事業所内保育施設を保有する企業に対するヒアリングの結果は、付属資料2にまとめる。ここでは、それ以外の結果を示す。

ヒアリング対象

- ① 事業所内保育施設を保有する企業に対するヒアリング(事業所内保育施設に対するヒアリングを含む) 13社
- ② 共同設置型への事業所内保育施設に関心がある企業に対するヒアリング 4社
- ③ 事業所内保育施設を廃止した企業に対するヒアリング 2社
- ④ 事業所内保育施設を保有していない企業
大企業 2社
中堅企業 2社
中小企業 2社

(2) 共同設置の事業所内保育施設に関心がある企業

1) 商業施設 N 社

共同設置の事業所内保育施設に関心がある4社に対してヒアリングを行った。

商業施設 N 社は、都内の大型商業施設の開発・運営を行う企業である。社内では十数年前からテナント従業員向けの保育施設の設置について議論がされてきた。同施設の周辺自治体では保育所が不足していること、また E S の観点からテナント従業員が長期に亘って働けるよう事業所内保育施設の具体的な検討に入った。本格的な検討は、昨年行い、役員の出席する事業本部会議に提案した。

N 社が想定した施設の概要は図表付 1-1 のとおりである。同社が運営する大型商業施設 1 箇所に、テナント企業の従業員が利用する定員 10 人規模の保育施設を設置するこ

とを検討した。

しかし、昨年、この計画は凍結となった。問題は、初期投資1千万円以上、ランニングコストが約700万円であるなど、コストがかかりすぎることであった。

コスト以外の問題としては、テナント企業が共同で保育施設を利用する際、公平に利用枠を設定することができるかという問題があることが懸念された。

行政に対しては、「事業所内保育施設の運営費に対する助成金の支給年限を撤廃し、恒久的に支給される助成金にしてほしい」というのが要望である。

図表付1-1 商業施設N社が設置を検討した施設

設置を検討した共同事業所内保育施設
○ 同社が運営する大型商業施設1箇所に、定員10人(0～2歳を中心年齢層として想定)の保育施設を設置することを検討。商業施設の営業日・時間に合わせて、元日を除く年中無休、9:30～19:30までの開所を想定。
想定した利用者
○ 同施設のテナント企業の従業員が利用することを想定。従業員を優先利用させ、空きのある分は地域の人にも開放する(周辺の自治体には保育所の待機児童が多い)。
利用料金
○ 利用料金は、他の認証保育所・事業所内保育施設よりも安い1人あたり25,000円/月を想定。テナント企業の従業員の月収で支払うことができる金額に設定。

2)小売業O社

小売業O社は、全国的に商業施設を展開している企業である。

女性従業員が多い同社では、充実した仕事と子育ての両立支援策を実施している。例えば、同社には、雇用形態にかかわらず、子どもが小学校4年生になるまでの間は選択できる短時間勤務(最短は5時間勤務)があり、多数の女性従業員が利用している。「女性従業員の定着率は高い」という。

同社では、以前から、社内で事業所内保育施設の設置を求める声はあった。平成20年春、社内において事業所内保育施設の設置を求める声が高まり、経営としてもそのニーズを認識し、施設設置に向けた検討が行われた。事業所内保育施設をもつ企業へヒアリングに行き、施設の概要等を検討した。

しかし、平成20年秋以降の不況で、経営から「現時点では全社的な利益を上げること考えないといけない」「託児施設にそこまで費用をかけられない」ということで、ストップがかかった。

同社では、「(両立支援を)必ずしも事業所内保育施設ありきで考えていない」。「他社をみると、定員15～20人で運営コストが年間5,000万円かかっている。費用対効果を考えると、(事業所内保育施設は)人材への投資という形で推進できる範囲を超えてい

る」という

しかし、一方で、同社では両立支援を推進していることもあり、共同事業所内保育施設のモデルがあれば、「社内で事業所内保育施設の提案をする後押しになる」とされる。

図表付1-2 小売業 O 社が設置を検討した施設

設置を検討した事業所内保育施設
○ 地方店の別館が空いたため、それを有効活用策として保育施設を設置する案があった。ただし、「立地の問題」(店舗・駅から離れている)のほか、当該店舗にのみ設置することの「公平性の問題」があった。
課題
○ 費用対効果を考えると、(事業所内保育施設は)人材への投資という形で推進できる範囲を超えている。
○ 当社が保育施設を設置する場合、1箇所のみを設置することは公平性の点から問題がある。
共同事業所内保育施設について
○ 社内で事業所内保育施設の提案をする後押しになる。

3) 情報サービス業 P 社

情報サービス業 P 社は、広告や書籍・雑誌販売等を行う企業である。

同社は、東京都の助成制度を利用して、本社に事業所内保育施設を設置している。同社の保育施設は、定員が 16 人で、生後 57 日～就学前までの子どもを利用対象にしている。現在は 0～2 歳の 9 人が利用している。利用者は、正社員と契約社員の女性である。この保育施設は、地域の認可・認証保育所に入所することができなかった子どもを預かることにしている。このため、利用者には地域の認可・認証保育所に入所可能である場合はそちらを利用することを優先してもらっている。毎年、地域の保育所に入所申請をしてもらい、そこに入所できれば、事業所内保育施設の方は退園するようになっている。

同社の担当者は、「支社は従業員が少ないため、単独の事業所内保育所を設置することはコスト面からも難しい。今後、支社での設置が必要になった際には、近隣企業と共同で利用する事業所内保育所が検討できる方法はないか」ということも担当者の中で議論していると回答していた。

図表付1-3 情報サービス業 P 社が設置を検討した施設

共同事業所内保育施設について
○ 今のところ共同設置は考えていない。共同設置の具体的方法が示されれば考えたい。(その際、) 求める水準の保育方針・内容を確保した上で、どこまでコストを下げられるかが課題。東京以外で設置するのであれば、コストは半額以下にしたい。
地方支社の保育施設

- 本社以外の保育施設の設置は考えていない。本社には、待機児童が多いために設置。
- 地方支社は女性社員も少なく、地域の保育所の待機児童も少ない。大阪支社でさえ、子どもをもつ女性社員は10人程度しかおらず、事業所内保育施設へのニーズがない。

4) 協同組合 Q 組合

協同組合 Q は、卸売業、運輸業、倉庫業など約 200 社が集積する流通センターの一部として、卸売業の地区を管理している。

同組合では、一昨年に同流通センター地区の活性化を目的とした協議会を立ち上げ、その中で事業所内保育施設の設置を検討した。協議会には、会員のほか、地元自治体、自治会が参加した。また、事業所内保育施設の検討にあたっては保育事業者がオブザーバーとして参加した。組合の役職員にアンケート調査を実施した結果、事業所内保育施設への要望が強かった。全国には協同組合で保育所を運営している（または過去に運営していた）施設が 2 箇所あり、それらを参考に保育施設を設置する検討を行った。

しかし、検討の結果、コストの問題と運営委託先の確保の問題のために、計画は休止状態にある。コスト面については、「20 名の子ども預る仮定で収支のシミュレーションを行ったが、福利厚生事業として捉えるには多額の負担を要する」ものだった。また、「協同組合自体に運営のノウハウがないため」運営委託先を探したが見当たらなかった。現在は、保育事業者に当地への進出を検討願い、回答を待っている状況である。

図表付1-4 協同組合 Q 社が設置を検討した施設

<p>検討状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一昨年、地域の活性化を目的とした協議会を立ち上げ、その中で事業所内保育施設の設置を検討し、場所の選定や事業主負担などの議論を進めた。 ○ 組合の役職員に需要アンケートを実施。結果として、事業所内保育施設への要望が強く協議の後ろ盾となった。
<p>検討結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 昨秋の段階で、設置が難しい状況であることが判明。 ○ 20 名の子ども預る収支のシミュレーションにおいても、組合が福利厚生事業として捉えるには負担が大きい。さらに、子どもの人数を増やしても赤字が増加することが判明。設備費も別途負担となる。 ○ 協同組合自体には、運営のノウハウがないため、運営の委託先を探したが、見当たらず。
<p>現在と今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育事業者にアプローチ、当組合の物件利用を前提に進出を検討願っている。

(3)事業所内保育施設を廃止した企業

事業所内保育施設を廃止した企業としては、化学R社と共同組合Sがある。

化学R社は、食品や栄養補助剤等を手がける企業である。大規模なカスタマーセンターを有しており、女性従業員数は多い。

R社は、21世紀職業財団の助成を受けて、平成8年に当時本社を置いていた場所に事業所内保育施設を設置した。2階建ての保育施設であり、定員は0～3歳まで30名であった。ピーク時は20名が利用していた。開園日は、当初は平日のみであったが、その後は土日も含めた。利用者は、カスタマーセンターの社員（オペレーター）などの正社員中心であり、一部パート社員も利用した。

設置した目的は、女性従業員の定着のためであった。オペレーターは熟練が必要になるため、継続雇用が大切とされる。また、施設開設時には、若い女性社員が多く、保育所のニーズが多くあった。

保育施設を廃止した理由は次のとおりである。

- ① 本社を都市部に移転したことに伴い、保育施設の利用者は大幅に減少したことがあげられる（廃止直前には利用者は4人であった）。この背景には、移転前の本社は車通勤、現本社は電車通勤という差がある。
- ② 現在は派遣社員を多く活用しているが、そうした社員は育児が一段落している者が多いため、保育所ニーズがないことである。
- ③ 従来の施設の限界として、0～3歳の保育施設であったために、4歳以上になれば転園しないといけなかったことになっていた。これが利用者にとって不便になっていた。
- ④ 助成金を受けても年間1千万円近い運営コストが負担になり、施設を維持しておくことが難しかった。

保育施設は、近くの保育施設を運営していた社会福祉法人に施設を譲渡し、現在は同法人が運営する認可保育所の分園になっている。

卸センターを管理する共同組合Sでは、昭和40年代後半に組合員の従業員およびそれ以外の人を対象とした事業所内保育施設を設置した。設置した目的は、「組合員及びその従業員の乳幼児を健全に保育し雇用の確保と就業の安定化を図り、その福祉を増進し併せて組合員の企業経営に貢献する」ためであった。定員は60名（0～3歳まで）。保育施設は組合の直営であり、保育士も直接雇用していた。組合員の利用料金は、保育料1.3万円/月、給食料3万円/月であった。

しかし、昭和55年頃、コスト負担の重さから、施設を廃止した。「経費のうち80%が人件費であり、ベースアップ等の関係で年々増加せざるを得ない状況となり、それを賄う保育料は保護者の負担能力の限界」になったためであった。

廃止した施設は、社会福祉法人に移管した。基本組合財産（土地・建物）及び備品、什器、遊具は無償寄付をした。

図表付1-5 事業所内保育施設を廃止した理由

化学 R 社
○ 本社移転に伴い、利用者が減少した（廃止直前には利用者は4人まで減少）。本社勤務の社員にはニーズがない。移転前の本社は車通勤、現本社は電車通勤という差もある。現在は派遣社員が多いが、そうした社員は育児が一段落している。
○ 0～3歳の保育施設であったことの限界。4歳以上になれば転園しないといけない。子どもが複数いる場合、上の子が他の保育施設に移った場合、下の子も同時に移るケースが多かった。
○ コスト的に大きな保育施設を維持しておくことが難しかった。
共同組合 S
○ 福祉施設の運営は予想外に費用の高む事業であり、経費のうち80%が人件費であり、ベースアップ等の関係で年々増加せざるを得ない状況となり、それを賄う保育料は保護者の負担能力の限界もあり、勢い組合の負担を年々増加せざる得なくなる事情となってきたため、理事会で協議検討した結果、社会福祉法人化する以外に解決の方法がないとの結論になったため。

(4) 事業所内保育施設を保有していない企業

1) 事業所内保育施設の設置を検討したことがない企業

事業所内保育施設を保有していない企業の中には、事業所内保育施設の設置を検討したことがない企業と検討したことがある企業がある。

まず、事業所内保育施設の設置を検討したことがない企業についての結果は次のとおりである。該当する企業は、洋服類の製造をする中小企業の繊維製品 Z 社、中小企業のサービス業 Y 社、通信販売を手がける中堅企業の小売業 X 社である。

大きく分けて事業所内保育施設を保有していない理由は、次のとおりである。

第一は、社員のニーズがないとみられていることである。具体的には、「社内からの要望の声は、聞こえてこない」（小売業 X 社）という回答がなされている。

第二は、コスト負担の問題である。例えば、「業績とコスト負担の問題。（中略）優先して対応すべき課題は育児以外のところにある」（繊維製品 Z 社）とされる。

第三に、「（社内）に設置するスペースがない」（繊維製品 Z 社）という問題もある。

図表付1-6 事業所内保育施設を保有していない理由
(事業所内保育施設の設置を検討したことがない企業)

<p>繊維製品 Z 社</p> <p>○ 事業所内保育施設はない。これまでも設置を検討していない。理由は、①社員からの要望がない、②(社内に)設置するスペースがない、③業績とコスト負担の問題。(業績不振のため)新卒採用を抑制していることにより、従業員の年齢が上昇。そのため、優先して対応すべき課題は育児以外のところにある。</p>
<p>小売業 X 社</p> <p>○ (事業所内保育施設の設置について)社内からの要望の声は、聞こえてこない。必要性も感じていない。</p>

2) 事業所内保育施設の設置を検討したことがある企業

事業所内保育施設の設置を検討したことがあるが、施設を保有していない企業は、大手の電気機器メーカーである T 社、同じく大手の化学メーカーである V 社、中堅企業の化学 W 社、衣類の製造をする大企業の繊維製品 U 社である。

このうち、電気機器 T 社と化学 V 社は、社員の両立支援には力を入れており、充実した育児休業や短時間勤務等を整備している。両社は、両立支援のために、事業所内保育施設の設置も検討している。

両社が事業所内保育施設を保有するにいたらなかった大きな理由は、多額の費用がかかるものの受益者が限られる保育施設よりも、広範な従業員を対象にできる育児休業や短時間勤務等によって両立支援をすすめるものであると考えたからである。「事業所が全国 30 か所近くに散らばっている。保育所の立地により、利用の可否で社員間の公平性の確保が保障できない。不平等感がネックとなっている。費用面の壁もある。ごく一部の人がだけメリットを受けるようなサービスに多額の費用を投入することに対して消極的である。」(電気機器 T 社)、「子どものいない人から希望があったが、子どものいる人からのニーズは少なかった。その理由は、事業所が全国にあるので、1 か所に設置しても不公平ということもある」(化学 V 社)、「女性社員の多くは、販売員として店舗に派遣されている。福利厚生 of 公平性の観点から、保育施設の設置は今のところ行っていない。」(繊維製品 U 社) という。

電気機器 T 社と化学 V 社は、その他に、子どもの怪我等の責任の問題や行政手続きの煩雑さなども、保育施設設置をしていない理由としてあげている。

一方、中堅企業の化学 W 社は、「数年前、当初は、地方の支社での保育施設を検討していた。しかし、調査の結果、支社でのニーズがあまりなかった」という。地方では、認可保育所の定員に余裕があることも、企業が事業所内保育施設を設置する必要がない理由になっている。

図表付1-7 事業所内保育施設を保有していない理由
(事業所内保育施設の設置を検討したことがある企業)

<p>電気機器 T 社</p> <p>事業所内保育施設の設置の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所内保育施設の設置を検討中である。特に、自動車通勤が可能な地方の工場、あるいは、川崎や横浜を中心とした地域での保育施設設置を念頭においた。神奈川県に社宅があることなどにより、神奈川県から通勤してくる人が多い。従業員からのヒアリングの結果、通勤電車で子どもを連れてくるのは大変なので保育園は自宅から近いところが良い、自動車通勤が前提、等の意見があり、都内に設置することは現実的ではないとの判断をしている。 ○ 病児保育をお願いできればよい、復帰前に社内託児所で預かってもらえれば、慣らし保育ができるし、知り合いとの情報交換もできる、といった設置希望の声もあった。 ○ 都内での設置は無理でも、待機児童が多い地域で保育ニーズを満たすため、地域にも開放する保育所の設置を要望する声もあった。 <p>事業所内保育施設を保有していない理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所が全国30か所近くに散らばっている。保育所の立地により、利用の可否で社員間の公平性の確保が保障できない。不平等感がネックとなっている。 ○ 費用面の壁もある。ごく一部の人だけがメリットを受けるようなサービスに多額の費用を投入することに対して消極的である。 ○ 首都圏の保育事情を考慮し、保育所がなくても、両立支援をカバーできる柔軟な休業・勤務制度を整えている。 ○ 設置のための行政的な手続きが煩雑であることもネックとなっている。
<p>化学 V 社</p> <p>事業所内保育施設を保有していない理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社内の意識調査の結果、子を持つ社員からの強い要望が少なかった。フレキシブル勤務や在宅勤務など働き方の多様化への要望は高かった。事業所内保育施設は、子どものいない人から希望があったが、子どものいる人からのニーズは少なかった。その理由は、事業所が全国にあるので、1か所に設置しても不公平ということもある。 ○ 子育て中の人へのヒアリング調査も実施している。勤務時間の短縮への要望が最も高かった。それは、育児休業復帰後の生活に必要であるため。また、小学校入学直後(小1の壁)も不安になっている。しかし、事業所内保育施設に対するニーズは少ない(平成19年時点)。その理由は、以下のようなものである。(以下の理由から)事業所内保育施設のメリットが見出せない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュの中、子どもと一緒に通勤が無理である ・病気のときは、(自宅近くの)かかりつけの病院に診てもらいたい ・サポートしてくれる人(自分や配偶者の親・兄弟、近所の人など)の近くのほうがよい ・自動車通勤が可能であればいい
<p>化学 W 社</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は(事業所内保育施設は)ない。見送りとなった。ただし、検討は行った。数年前、当初は、地方の支社での保育施設を検討していた。しかし、調査の結果、支社でのニーズがあまりなかった。
<p>繊維製品 U 社</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 女性社員が4,000名。うち販売関連は約3000名。純粋に店頭勤務は2,500名程度(全国)。本社勤務の女性もいるが、女性社員の多くは、販売員として店舗に派遣されている。(本社のみに保育施設を設置するとなると)福利厚生の公平性の観点から、保育施設の設置は今のところ行っていない。

2. 事業所内保育施設ヒアリング

(1) 調査概要

事業所内保育施設の運営実態や課題等を明らかにすることを目的として、事業所内保育施設を保有する企業 13 社に対し、平成 21 年 11 月から平成 22 年 1 月にかけてヒアリング調査を実施した。以下に、掲載に承認を得られた 12 社の属性とヒアリング結果を示す。

図表付2-1 ヒアリング対象企業の属性等

	業種	従業員規模	事業所内保育施設の定員
A	卸売業	大企業	28 名
B	卸売業	大企業	月極 15 名／一時 5 名
C	金融業	大企業	2 施設 ①12 名 ②25 名
D	輸送業	大企業	15 名
E	化学	大企業	3 施設 いずれも月極 45 名／一時 4 名
G	製造業	大企業	35 名
H	製造業	大企業	5 施設 いずれも 50 名
I	陸運業	大企業	—
J	化学	中堅企業	月極 30 名／一時 8 名
K	その他製品	中堅企業	17 名
L	その他製品	中堅企業	70 名
M	共同組合	中小企業	32 名

(2) 事業所内保育施設の概要

1) 施設の規模

a) 施設定員

施設定員は、事業所内保育施設により 12 名から 50 名の幅がある。定員数は保育施設の面積との関係で決まることが多い。というのは、国の助成要件に、乳幼児「1 人当たりの面積が原則として 7 m²以上であること」とあり、国からの助成金を得て設置した施設の場合は、これを遵守する必要があるため、保育施設の面積に基づき定員を設定している。

b) 利用率

利用率（定員に対する利用者の割合）は、13%程度から 100%（満員）まで、施設により様々である。ほぼ定員いっぱいの施設もあるが、定員に満たない施設の方が多い。

c) 利用対象者

事業所内保育施設の利用対象者は、直接雇用者に限定している施設が多いが、直接雇用者に限定していない施設もある。

d) 年齢構成

年齢構成については、利用児童に占める0～2歳児の割合が高い施設が多い。このことから、事業所内保育施設が、待機児童が多く、地域の認可保育所を利用できない人の職場復帰を支えているといえる。

e) 開園日・時間

地域の認可保育所を利用できない日曜・祭日や夜間などの勤務が必要な場合でも利用できるように、自社の勤務日・時間に合わせた設定をしている。

図表付2-2 施設定員及び利用対象者

卸売業A社 ○ 定員設定は、財団法人 21 世紀職業財団の面積基準に則っている。
卸売業A社 ○ 正社員及び嘱託社員。空きがあれば、派遣社員も受け入れ可能であるが、現状は定員いっぱいとなっている。
化学J社 ○ 利用者は、正社員のみでなく、契約社員、パート、アルバイト等、わけへだてなく利用できるようにしている。
製造業H社 ○ 保育施設は、会社で長期間働こうと考える正社員の活躍推進を目的として設置した施設である。短期的な雇用契約を結んでいる派遣社員や有期雇用者に施設を開放することで、本来支援すべき正社員が利用できなくなることは、その本来の趣旨に反することである。

2) 設置形態

設置形態は、大きく分けて次の5つの形態がある。

<1> 1社単独で設置・運営。

<2> 1社が単独で設置し、運営しているものを他社や地域に開放。

<3> グループ会社による共同設置・運営。

<4> 労働組合と会社との共同経営。

<5> 複数企業が共同出資して保育施設管理会社を設立し、設置・運営。

以下に、具体的な事例を示す。

まず、<1>「1社単独設置・運営」のケースについては、他社の従業員の子どもの預かることの責任の重みを感じていること、また、そもそも定員が自社の利用者でいっぱいであることなどから、単独設置・運営をしている。

<2>「1社単独設置・運営の施設を他社や地域に開放」のケースには、「他社」をグループ会社に限定している場合と、限定しないで近隣の他社に開放している場合がある。グループ会社に限定しているケースでは、事業所内保育施設の設置者である本社の近くにグループ会社が集積している場合が多い。他方、近隣の他社に開放しているケースでは、自社のみでは、利用者が少ないため、余裕のある定員枠を他社に活用してもらうというねらいがある。定員のうち、ある一定枠を自社が確保しておいて、残りの人数枠を他社に開放している。運営に関わる費用として、他社からは契約料を徴収している。また、地域に開放している場合は、企業の社会貢献として行っている。

図表付2-3 単独設置・運営の施設を他社や地域に開放

卸売業A社
○ 財団法人21世紀職業財団の助成基準に則り、利用者の半数以上は設置者の従業員としているが、残りの枠をグループ会社の従業員に開放している。
輸送業D社
○ 自社の従業員の利用枠を確保した上で、空きがあった場合、他社の従業員を受け入れる。
○ グループ企業のみならず、グループ外企業とも法人契約を締結している。
○ 法人契約企業は、自社で保育所を作るまでの一時的な利用として、また、自社では保育所を設立できないから、という理由で契約することが多い。
○ 契約するだけでは費用はかからない。利用者がある場合に、法人契約料を徴収する。
○ 利用者の保育料の料金設定では、グループ内外で差をつけていない。
化学J社
○ 企業(他社)との契約により、その企業の子どもを受け入れている。企業との契約に当たっては、1社につき1名から利用できるようにしている。契約料は月額で徴収している。
○ 定員の3分の1を自社枠として確保し、残りの枠を他社の子どもに開放している。
○ 他社の従業員の子どもの利用に対しても、東京都の助成制度から補助金が支給される。
化学E社
○ 事業所内保育施設の設置にあたり、工場近隣の自治会長に、企業の社会貢献の一環として地域開放についての説明をした。数名の地域住民枠を設定したところ、3名の申し込みがあった。

<3>「グループ会社による共同設置・運営」のケースについては、利用者数の確保および費用負担の分散がねらいである。別企業との共同よりも、利害関係の調整がしやすいという利点もある。

図表付2-4 グループ会社による共同設置・運営

<p>金融業C社</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ グループ会社数社により共同で設置し、運営。 ○ 運営費用は、企業負担となる部分についてグループ各社の在籍人数に応じて各社按分。
<p>化学E社</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者数の変動があっても、グループ会社間であれば調整が可能である。

<4> 「労働組合と会社との共同経営」のケースについては、女性の継続就業を支えるためには事業所内保育施設が有効であるとして、労働組合とともに設置されたものである。

<5> 「複数企業が共同出資して保育施設管理会社を設立し、設置・運営」のケースは、「共同設置型事業所内保育施設」の一つのパターンである。ここでの特徴は、「保育施設管理会社」を共同出資により設立したことである。企業によって、利用者数が異なる場合が多く、人件費や賃料などの運営費負担のバランス調整が重要である。その調整機関が「保育施設管理会社」である。

ただし、財団法人 21 世紀職業財団の助成制度(当時)では、こうした管理会社は助成対象とされていないため、設置・運営のための補助金を受けることができなかった。

図表付2-5 複数企業との共同設置・運営

<p>製造業H社</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 複数の企業が共同で設置し、運営していくためには、運営会社の設置が必要であると考え、共同出資により保育施設を管理・運営する会社を設立した。 ○ 保育施設の設置費用(土地の確保・建物の建設)は、各出資企業が負担した。 ○ 運営会社は、保育施設を設置した各社に、土地・建物の賃料を支払う。 ○ 出資企業が運営会社に支払う委託料＝運営会社の支払い費用(賃料、保育事業者への委託料、セキュリティ会社への支払い等)－運営会社が利用者から徴収した保育利用料 ○ 委託料は、出資会社の社員の利用率で算出する。 ○ 運営会社の役割は、施設及び運営全般の管理業務、及び全ての施設で保育の質を同等に保つための保育事業者への指導等である。 ○ 出資企業の従業員は、自社が設置した保育施設、他の企業が設置した保育施設を区別なく利用できるため、自宅周辺や勤務地周辺、通勤経路など、ニーズに合わせて施設を選んで利用することができる。
--

3)運営状況

a)運営形態

ヒアリング対象の事業所内保育施設はすべて、保育事業者に委託をして運営を行っている。なお、1社が複数の事業所内保育施設を設置している場合、異なる保育事業者に委託しているケースがある。そのうち1つのケースでは、事業所内保育施設の立地が離れており、それぞれ地元の保育事業者との契約が必要であったことによる。

b) 利用料金

2歳までと3歳以上というように、利用する子どもの年齢別に料金設定をしている施設が多い。概ね、2歳までは5~6万円、3歳以上は3万円である。

c) 設置・運営費用

事業所内保育施設の設置・運営費用に関する事例から、次の3点が指摘できる。

第一は、土地取得から建物を建築する場合と、建物の一部を改装する場合とでは、当然ながら設備費用が大きく異なることである。例えば、土地取得から建物を建設する場合、1施設あたり、およそ1億3,000万円であるのに対して、建物の一部を改装する場合は、1施設あたり、およそ5,000~6,000万円である。

第二は、運営費用についてみると、定員数が少ない施設（小規模施設）の方が、支出額が少ない傾向がある。ただし、定員一人当たりの運営費用でみると、定員数が少ない方が、年間支出にしても、事業主負担にしても、金額が大きい。例えば、約15人定員の施設の年間支出額は約3,000万円（定員一人当たり年間支出額約200万円、事業主負担約170万円）であるが、約30人定員では約4,000万円（定員一人当たり年間支出額約130万円、事業主負担約100万円）である。定員が多い施設（大規模施設）の方が、効率的な運営ができるようだ。

第三は、利用者一人当たりの事業主負担（運営費用）については、補助金の有無及び金額、保育事業者に支出する委託料、土地・建物の賃料の有無及び金額、収入全体に占める保育利用料の割合等の収支バランス、及び利用率（定員に占める利用者数の割合）等、様々な要因によって異なるようだ。

d) 子どもの食事

保育事業者への委託業務に給食も加えられているケース（保育施設内の厨房で調理師が調理をする）が多いが、設置企業の社員食堂を利用するケースや、地元の惣菜業者に委託しているケースなどがある。

図表付2-6 子どもの食事

卸売業B社

- 館内食堂の厨房の一部を保育所のための専用厨房として給食を調理し、保育所までデリバリーしている。

- 館内食堂を運営している事業者には、保育所の給食調理及びデリバリーを委託している。委託先で負担しているコストは調理人として専門の栄養士を置いているため人件費が殆どであると推測される。

e) 事業所内保育施設の園長

事業所内保育施設の園長は、多くの施設が、委託した保育事業者の職員であるが、設置企業の職員（人事部）が専属で園長をしている施設もある。

4) 施設の質

「託児」のみでなく、教育プログラムを導入している施設もある。

子どもへの保育、教育のみでなく、親への教育（育児アドバイス）も重視している施設もある。また、親とのミーティングを行い、利用者の声として運営に反映している施設もある。

さらに、地域とのつながりを大切に考えている施設もあり、企業にとつて保育所が地域との接点となっている。

図表付2-7 保育の質

その他製品L社

- 保育のカリキュラムは園長が中心となって独自に作成をする。英語や自然教育などを行っている。
- 園長と母親とのミーティングを行い、利用者の声として運営に反映している。

(2) 設置した理由

事業所内保育施設を設置した理由は、女性の継続就業支援を挙げた企業が多かった。具体的には、大きく分けて、次の3つのパターンがある。

まず、事業所内保育施設の役割として、あくまでも育児休業からの「復職支援」に限定している施設もある。ここでは、地元の保育所を利用できるまでの「避難所」として、継続利用を想定せず、1年ごとに契約をしている。待機児童問題への対応として、限られた定員の中、多くの社員が育児休業から復職するときに利用できることを重視している。

また、ワーク・ライフ・バランスを重視し、出産しても継続就業ができるという安心感を与えるために、事業所内保育施設を用意しているという企業もある。

さらに、企業トップの強い意向により、現在は利用者が少なくても、これから利用する可能性のある人が増えることを見込んで、長期的な女性活用のための企業戦略として設置している企業もある。

その他、採用広報、会社のイメージ向上、企業の社会的責任なども設置理由としてあげられた。

図表付2-8 設置した理由

卸売業B社
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所は待機児童問題への対応として、避難所的な考え方で設置している。毎年復職してくる社員に公平に利用してもらう為、年度ごとの契約としている。 ○ 育児休業からの「復職支援」が保育所設立の第一目的である。 ○ 子どもの将来育成を考えると、就労先の保育所よりも社員の居住地域の保育所のほうが、地元での交友関係構築や園庭があるといった物理面からも好ましいと考える。
金融業C社
<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的に保育所不足が問題となる状況下、職場復帰を目指す社員の不安を少しでも取り除く観点から、いざというときの緊急避難的な役割を果たすべく設置。
製造業H社
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福利厚生や社会貢献を目的としたのではなく、女性社員の活躍推進施策の一環と位置づけ、企業戦略として設置した。 ○ 会社は、国民の祝日も稼働しているので、地域の保育施設とは稼働日が合わない。
化学J社
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「社会貢献」として設置した。待機児童の解消のための「社会貢献」ということは、社内外に理解されやすい。 ○ 費用負担は、福利厚生費というよりも、社会貢献事業活動費と考えている。 ○ 保育所の利用可能性のない他の社員とのバランスを考えると、福利厚生費よりも、社会貢献事業活動費としたほうが理解されやすい。
その他製品L社
<ul style="list-style-type: none"> ○ 幅広い年代が働いており、ライフステージにあわせた福利厚生プランを提示している。そのうちの一つが事業所内保育施設である。 ○ ワーク・ライフ・バランスを重視し、必要などころに資金を投資するという考え方が浸透しており、社内で特に不公平感などはない。

(3) 社内評価

事業所内保育施設に対する社内評価として、利用者が増えていることが、ニーズに答えていることの証左であり、評価されていると捉えている企業が多い。

また、評価の指標として、稼働率と定性評価があるという考え方の企業がある。稼働率は、必ずしも100%であればいいというものではなく、受け入れ可能な状態でなければいけない。人数調整に注意が必要である。定性評価については、アンケート調査により把握することを考えている。

他方、企業トップの強い意向により設置されたので、もともと評価の対象ではないと認識している企業もある。

図表付2-9 社内評価

卸売業A社
○ 利用者が増えており、ニーズに応えられていることを実感している。
○ 経営層からは、もともと儲かる事業ではないことは理解してもらっており、赤字幅をできる限り圧縮できるように運営を行っていくこととしている。
卸売業B社
○ 経営幹部からは、設置してよかったとの評価を得ている。
○ 配偶者の病気のときなどの一時預かりも、子育て支援のセーフティネットとなっている。

(4) 事業所内保育施設の多様なあり方について

1) 共同設置について

a) 実態

グループ企業会社による共同設置・運営をおこなっている場合(図表付 2-4 参照)と、事業所内保育施設を設置しようとしている企業が共同出資をして「保育施設管理会社」を設置し、これが各社の運営費負担等の利害調整を行い、運営をしている場合(図表 III-6 参照)がある。

b) 利点

複数企業による共同設置型事業所内保育施設の利点として、1社単独で設置するよりもコスト負担の軽減になること、また、利用者数の確保ができることがあげられる。

図表付2-10 共同設置の利点

化学E社
○ 他社との共同設置により、比較的規模の大きい施設を効率的に運営することができる。
製造業H社
○ 出資企業の従業員が、(出資企業が設立した保育施設の中から)勤務地周辺、通勤経路、自宅周辺等、個人のニーズに合わせ好きなところを選んで、どこでも利用できる。他の会社が設置した保育施設も利用できるのも、従業員の利便性が高い。
○ 1社で建てるより、コスト負担の軽減にもなる。

c) 課題

共同設置型事業所内保育施設についての課題として、次の2点があげられる。

まず、複数企業間での利害関係の調整、特に利用者数と費用負担についての公平性の確保が難しいことである。経営悪化、利用者数の減少により、撤退したいときに容易にそれができるかどうかも不安である。

また、保育事業は、子どもを預かるというリスクや責任が重い事業である。責任の所在についての合意形成が難しい。

図表付2-11 共同設置の課題

卸売業B社
○ 複数の設置者の自由度をどのようにするかも課題の一つ。脱退したいときに、抜け出すことができるのか。利用者の人数によって、費用負担の公平性をどうするのか。
化学E社
○ 共同設置は、主たる設置者をいずれの会社にするか、設置・運営費用の分担や問題が発生した場合の責任の所在をどうするかなど、合意形成が必要となる。

d) 可能性

共同設置型事業所内保育施設の設置可能性として、次の2点があげられる。

まず、責任の所在を含め、企業間の利害関係の調整をするための別組織（保育施設を設置したい企業の共同出資による株式会社）を設立することで、公平性の確保を図りながら運営をしている企業がある。

ただし、この場合、実質的に運営をおこなっているにもかかわらず、この調整機関（株式会社）に対しては、「設置者」ではないため、**助成金が支給されない**。

図表付2-12 共同設置の可能性

製造業H社
○ 行政でも、商工会議所でもいいが、共同で設置・運営しようとする各社を取りまとめる組織が必要である。
○ 当時は、国の助成制度は、調整機関（共同出資の株式会社）は対象外ということで、支給される仕組みとなっていなかった。

2) 地域開放について

a) 実態

事業所内保育施設の地域開放については、近隣の企業との契約により、その従業員の子どもを受け入れる方式と、地域住民の子どもを受け入れる方式がある（図表付 2-3 参照）。

b) 利点

いずれの方式についても、事業所内保育施設の利用者数の確保により、運営費用の軽減が図れることが利点の1つである。また、待機児童問題への対応ということで、企業の社会的責任を果たすことができることも利点としてあげられた。

さらに、東京都の助成制度を活用することにより、他社の子ども利用に対しても、運営費の補助が支給される。

図表付2-13 地域開放の利点

<p>輸送業D社</p> <p>○ 利用者確保の一方策として、社外への開放を実施した。</p>
<p>化学E社</p> <p>○ 事業所内保育施設を福利厚生としてのみでなく、企業の社会的責任として考えている。</p>
<p>化学J社</p> <p>○ 他企業の従業員の子どもの利用に対しては、東京都の助成対象となる。</p>

c) 地域開放をしていない理由

地域開放をしていない事業所内保育施設からは、その理由として、実際に、自社の利用者だけで定員がいっぱいである、自社社員の利用を制約されることになる、子どもを預かることの責任の重みがある、などがあげられた。

図表付2-14 地域開放をしていない理由

<p>卸売業B社</p> <p>○ 他企業からの受け入れは考えていない。自社の利用希望者も全員受けられるかどうかの状況では、自社社員以外の子どもを預かる人数的な余裕は全くない。また、子どもを預かることの責任の重みがある。</p>
<p>金融業C社</p> <p>○ 利用人数の波があるので、他社の子どもを受け入れることは困難(入園中の他社の子どもと、入園を希望する自社の子どもの優先順位付けが困難)。</p>

3) 地方への展開について

事業所内保育施設を複数設置し、地方にも展開している企業は、従業員の多いところ(ニーズのあるところ)に設置している。

地方展開していない企業は、その理由として、助成制度が1社に対して1施設しか対象となっていない等、費用負担面で無理であること、また、ニーズのある人(女性や育児期の人)が本社(首都圏)に集中しており、地方には相対的にニーズが低いことなどが挙げられた。

他方、東京で設置して、ノウハウが確立できたら、地方展開も検討している企業もある。

図表 付2-15 地方への展開をしていない理由

<p>卸売業A社</p>

- 他の地方での展開は現時点では考えていない。
- 費用負担(運営費の20%も助成してもらっていないし、1施設しか助成金が受けられない)が大きい上に、限られた人のための施設であることから、開設間もない現時点においては拡大することは考えていない。
- 地方にも、ニーズが全くないわけではないが、女性社員の80%以上が東京エリアに集中していることや、東京エリアにおける待機児童問題を踏まえると、まず東京に開設したことは妥当であると判断している。

卸売業B社

- 本店以外に設置することは考えていない。育児期の人の多くは本店におり、支店ではそれほどニーズが高くない。

(5) 支援策に対する評価

助成制度をもっと利用しやすいものにしてほしいとの意見が多かった。具体的には、面積基準、施設基準、支給対象基準(1企業1施設、共同設置)の緩和などがあげられた。

図表付2-16 支援策に対する評価

卸売業A社

- 財団法人21世紀職業財団から、保育料の設定について、助成をしているので利用者負担を軽くすべきであるとの指摘があった。
- 企業負担も考慮すると、利用料の設定にもう少し自由度があっても良いのではないか。

卸売業B社

- 面積基準の規制緩和がなされると、定員を増やすことが出来るので、期待している。
- 何よりも地域の自治体で待機児童問題を解消してくれることを望む。

金融業C社

- 都の指導監督基準において、4階以上に保育室を設置する場合、避難経路として「屋外階段」の設置が定められているが、都心の高層ビルにそのような「外階段」が設置されていないケースは多(建物内に、防火設備の整った「避難階段」はあるが、「外階段」を代替とはならず)。従って、オフィスビル内の上階での保育所設置は困難なものに。

化学E社

- 税制上の優遇が、設置者の従業員の利用が半数以上という条件があるため、共同設置となると税制上の優遇が受けられなくなる。

製造業H社

- 共同出資の株式会社は支給対象外ということで、財団法人21世紀職業財団の助成金は得られなかった。

3. 事業所内保育施設アンケート票

事業所内保育施設アンケート

経済産業省 平成 21 年度サービス産業生産性向上支援調査事業（事業所内保育施設等実態調査事業）

事業所内保育施設についてのアンケート調査

調査実施：株式会社第一生命経済研究所

※このアンケートは、事業所内保育施設を管理・運営するご担当者様にご回答くださいますようお願いいたします。

問 1. 貴施設の名称・ご連絡先等をお答えください。

施設名称				電話番号
ご住所				
設置者名	設置者名		設置者の従業員数（ ）人	
	<他社と共同で事業所内保育施設を設置している場合は、御社以外の設置者名称を記載して下さい>			
	（ ）（ ）		（ ）	
開設年月	西暦（ ）年（ ）月	開設当時の定員及び利用者数	定員（ ）人・利用児童数（ ）人	
	開所時間 1.（ ）時（ ）分から（ ）時（ ）分 2. 24 時間運営である			

問 2. 貴施設の設置・運営にあたり、利用されたまたは利用されている助成金についてお答えください。

1 を選択された場合には助成金名及び助成機関名についてもご回答ください。

【施設の設置について】

1. 利用した → 助成金名（ ）
助成機関名（ ）
2. 利用していない

【施設の運営について】

1. 利用した → 助成金名（ ）
助成機関名（ ）
2. 利用していない

問 3. 貴施設はどのような場所に設置されていますか？（○は1つ）

1. 事業所の敷地内に設置されている
2. 事業所の近くに設置されている
3. 御社の社宅の敷地内に設置されている
4. 御社の社宅の近くに設置されている
5. 従業員の多くが利用する駅の近くに設置されている
6. その他（ ）

問 4. 貴施設では、施設の利用について、何らかの条件を定めていますか？（○はいくつでも）

1. 正社員のみを対象としている
2. 直接雇用者のみを対象としている
3. 保育の必要性のある人（共働きをしている等）に限定している
4. 職種による制限を定めている
5. その他（ ）
6. 特に利用条件を定めていない

問 5. 児童の食事は、どのようにしていますか？（○は1つ）

1. 貴施設内の調理室で調理する
2. 外部の給食サービスを利用している
3. 保護者がお弁当を用意する
4. 従業員用の社員食堂を利用する
5. その他（ ）

問6 2009年4月現在の定員と利用児童数（一時保育は除く）について、下記の表に人数をご記入下さい。自社の従業員の他に、他社の従業員や地域の一般の児童を受け入れている場合は、それぞれの児童数もご記入ください。なお、ここで貴施設の設置者が複数である場合は、「自社」には御社及び共同設置者を含みます（以下、同じ）。年齢別に定員を設定していない場合には、合計数のみご記入ください。

児童数 (人)	定員(人)	利用児童数(人)		
		自社	他社	地域
0歳児				
1歳児				
2歳児				
3歳児				
4歳児				
5歳児				
就学児				
合計				

問7 定員と利用児童数（一時保育は除く）について、過去10年間の推移（各年4月時点）をお答えください。設置期間が10年に満たない施設におかれては、開設年からの推移についてご記入ください。

(人)

年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
定員										
利用児童数										

問8 貴施設では、「常時保育」の他に、「一時保育」も実施していますか？（○は1つ）

1. 一時保育を実施している → 付問8-1へお進みください
2. 一時保育を実施していない → 問9へお進みください

【問8で、1を選択されたご回答者様のみ】

付問8-1. 「一時保育」では、自社の他に、他社や地域の一般の児童も受け入れていますか？（○は1つ）

1. 受け入れている
2. 受け入っていない

【「常時保育」「一時保育」ともに、他社や地域の一般の児童を受け入っていないご回答者様のみ】

→他社や地域の一般の児童を「受け入れている」場合には、次ページの問10へお進みください

問9 今後、他社や地域の一般の児童を受け入れる具体的計画がありますか？（○は1つ）

1. 具体的計画がある → 次ページの問10へお進みください
2. 具体的計画はないが関心はある → 付問9-1へお進みください
3. 具体的計画も関心もない → 付問9-1へお進みください

【問9で、2または3を選択されたご回答者様のみ】

付問9-1. 他社や地域の一般の児童の受け入れについて具体化しないあるいは関心がないのはなぜですか？

(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------------------|-------------------|
| 1. 自社の従業員の子もだけで定員一杯だから | 4. 運営費に余裕がないから |
| 2. 他社や地域からの要請がないから | 5. 自社内の理解が得られないから |
| 3. 関係者間の合意形成、費用負担や責任分担等が難しいから | 6. その他 () |

問 10. 貴施設の運営方式について、お答えください。(〇は1つ)

1. すべて自社で運営している → 問 11 へお進みください
2. すべて保育事業者に委託している → 委託先の保育事業者名()
→ 付問 10-1 へお進みいただき、その後、問 11 へお進みください
3. 一部の業務を保育事業者に委託している → 委託先の保育事業者名()
→ 付問 10-1 と付問 10-2 へお進みください

【問 10 で、2 または 3 を選択されたご回答者様のみ】

付問 10-1. 以下の項目について、保育事業者に対する満足度をお答えください。委託業務の範囲外のものには、「0」(該当しない)に〇をつけてください。(〇はそれぞれ1つずつ)

	とても満足 している	満足 している	あまり満足 していない	全く満足 していない	該当しない (委託範囲外)
1. 委託費用	4	3	2	1	—
2. 保育士の力量	4	3	2	1	—
3. 子どもの食事内容	4	3	2	1	0
4. 子どもの病気やけがへの対応	4	3	2	1	0
5. 行事やイベント	4	3	2	1	0
6. 教育的プログラム(英語や体育、学習等)	4	3	2	1	0
7. 保育士の保護者への対応	4	3	2	1	0
8. 御社とのコミュニケーション	4	3	2	1	—
9. 保育時間の柔軟性	4	3	2	1	—

【問 10 で、3 を選択されたご回答者様のみ】

付問 10-2. 御社が自ら、または保育事業者以外に委託して実施している業務は何ですか。(〇はいくつでも)

1. 遊具等の備品の購入
2. 子どもの食事の用意
3. その他()

【全員の方がお答えください】

問 11. 貴社が事業所内保育施設を設置した最も重要な目的・動機は、どのようなものですか。(〇は1つ)

1. 人材の確保・定着
2. 企業の社会的責任
3. 同業他社が設置しているから
4. 地域からの要請があったから
5. その他()

問 12. 貴施設の特徴(例えば一般の保育所との比較において)をお答えください。(〇はいくつでも)

1. 保育料を低く設定している
2. 従業員の就業日・就業時間に合わせた運営をしている
3. 始業時間繰上げやフレックスタイム制度等との連携がある
4. 広さや保育士の数等で一般の保育所の水準を大幅に上回る施設である
5. 英語等の学習プログラムを導入している
6. その他()
7. 特になし

問 13. 貴施設の運営にあたっての課題はどのようなものがありますか。(〇はいくつでも)

1. 施設の運営にかかる費用負担が大きい
2. 利用児童数の安定が難しい
3. 保育にあたる人材の確保が難しい
4. 保育の質の管理・維持が難しい
5. 施設の利用者と非利用者間の公平性の確保が難しい
6. 施設の利用希望者が多く、優先順位付け等の対応が難しい
7. リスク管理、事故防止対策が難しい
8. その他()
9. 特になし

問 14. 今後の展望として、事業所内保育施設の拡充または増設の予定はありますか？ (○は1つ)

- 1. 拡充または増設の予定があり、具体的計画を検討中である → 付問 14-1にお進みください
- 2. 拡充または増設したい(社内のニーズがある)が、具体的計画はない → 付問 14-2にお進みください
- 3. 現状維持である → アンケートは終了です
- 4. 閉鎖または縮小を考えている → 付問 14-6にお進みください

【問 14で、1を選択されたご回答者様のみ】

付問 14-1. 拡充または増設の具体的計画についてお答えください。4の「設置形態」については①～③の中から1つご選択ください。また、ご回答が難しい場合には、5の「回答できない」をご選択ください。

- 1. 時期 → (年 月 ごろ)
- 2. 規模 → ()
- 3. 場所 → ()
- 4. 設置形態 → ①単独 ②共同 ③その他 ()
- 5. 回答できない

→ご回答後、アンケートは終了です。

【問 14で、2を選択されたご回答者様のみ】

付問 14-2. 社内にニーズはあるのに拡充又は増設に関する具体的計画がないのはなぜですか？ (○はいくつでも)

- 1. 予算がない
- 2. 安定的な利用児童数確保の見通しが見つからない
- 3. 施設の利用者と非利用者間の公平性の確保が難しい
- 4. その他 ()

↓

付問 14-3. 事業所内保育施設の「共同設置」についてご存じですか。(○は1つ)

- 1. よく知っている → 付問 14-4にお進みください
- 2. 聞いたことはあるが詳しくは知らない → 付問 14-4にお進みください
- 3. 全く知らない → アンケートは終了です。

【付問 14-3で、1または2を選択されたご回答者様のみ】

付問 14-4. 拡充または増設に関して、「共同設置」は課題の解決策として検討対象となりえますか。

(○は1つ)

- 1. なる → アンケートは終了です
- 2. ならない → 付問 14-5へお進みください

【付問 14-4で、2を選択されたご回答者様のみ】

付問 14-5. 「共同設置」が解決策にならないとお考えの理由をお答えください。(○はいくつでも)

- 1. 会社の方針に合わない
- 2. 共同設置のパートナーが見当たらない
- 3. 共同設置のパートナーとの調整が難しい
- 4. その他 ()

→ご回答後、アンケートは終了です。

【問 14で、4を選択されたご回答者様のみ】

付問 14-6. 閉鎖または縮小を考えているのはなぜですか？ (○はいくつでも)

- 1. 予算がない
- 2. 安定的な利用児童数確保の見通しが見つからない
- 3. 施設の利用者と非利用者間の公平性の確保が難しい
- 4. その他 ()

調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

同封の返信用封筒にて 12月18日(金)までに、ご返送くださいますようお願いいたします(当日消印有効)。

4. 事業所内保育施設アンケート（結果）

(1) 調査概要

事業所内保育施設アンケートは、平成 21 年 11～12 月にかけて実施した。調査概要は図表付 4-1 のとおりである。

調査対象は、企業が設置する全国の事業所内保育施設である。調査対象は次の方法で選定した。まず、全都道府県・政令市・中核市のうち、図表付 4-1 にある 35 都道府県、27 市から事業所内保育施設の施設名・住所の提供を受けた。次に、施設名等が提供されなかった自治体については、インターネットで施設名・住所が公開されているところを対象にした。このようにして抽出した事業所内保育施設のうち、医療法人・社会福祉法人・学校法人を除き、民間企業が設置する事業所内保育施設 245 箇所調査票を郵送した。

このようにして抽出した事業所内保育施設の中には、同じ企業が複数設置している施設も含まれている。ただし、1 社で相当数の保育施設を保有する飲料会社の保育施設については、これを調査対象に含めた場合に同じ企業の施設の特徴が全体の集計にバイアスを与えることが懸念されたため、調査対象外にした。

調査の有効回収数（率）は、89 施設（36.3%）である。このうち、単独の企業が設置しているものが 84 施設、複数企業で設置しているものが 5 施設（6%）である。

図表付 4-1 調査概要

調査対象	企業が設置する全国の事業所内保育施設 計 245 施設 ※ 全都道府県・政令市・中核市のうち、下記35都道府県、27市から事業所内保育施設の施設名・住所の提供を受けた。施設名等が提供されなかった自治体については、インターネットで施設名等が公開されている施設を対象にした。 ※ 施設名等の提供を受けた自治体名：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、愛媛県、大分県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、浜松市、大阪市、神戸市、広島市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、横須賀市、富山市、金沢市、長野市、豊橋市、高槻市、西宮市、奈良市、福山市、下関市、高知市、久留米市、長崎市、鹿児島市
有効回収数 (率)	計 89 施設(36.3%) ※以下では、各質問について無回答の企業を除いて集計。

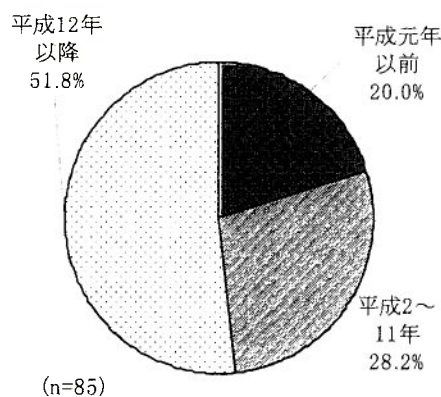
調査方法	郵送調査法
調査時期	平成 21 年 11～12 月

(2)開設

1)開設年

開設年は、「平成元年以前」が 20.0%、「平成 2～11 年」が 28.2%、「平成 12 年以降」が 51.8%である。近年設置された施設が多い。

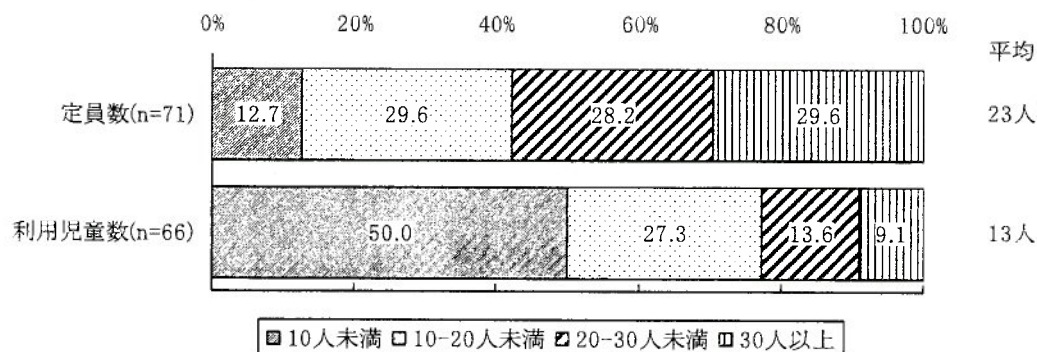
図表付 4-2 開設年



2)開設時の定員数・利用児童数

開設時の定員数は平均 23 人である（図表付 4-3）。分布をみると、「10～20 人未満」「20～30 人未満」「30 人以上」がそれぞれ約 30%を占める。一方、開設時の利用児童数は平均 13 人であり、これは定員の約 60%の水準である。分布をみると、「10 人未満」が 50.0%と多い。施設の開設時において、大半の施設が定員を満たしていない。

図表付 4-3 開設時の定員数・利用児童数

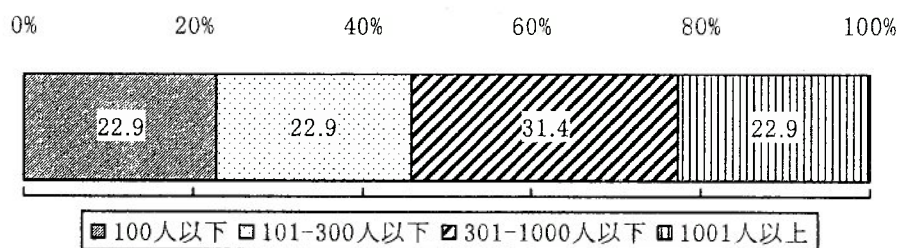


3) 設置企業の規模

設置企業の従業員数の中央値（人数の少ない企業から並べたときに中央に位置する値）は、約 340 人である。規模を区分すると、「100 人以下」「101～300 人以下」「301～1000 人以下」「1001 人以上」が、おおよそ 4 分の 1 ずつである（図表付 4-4）。300 人以下の企業の設置数が約半数を占める。

ただし、わが国の企業数をみると、301 人以上よりも 300 人以下の企業数の方がはるかに多い。このため、企業規模別にみた設置率は、規模の大きい企業の方が高い。

図表付 4-4 設置企業の規模

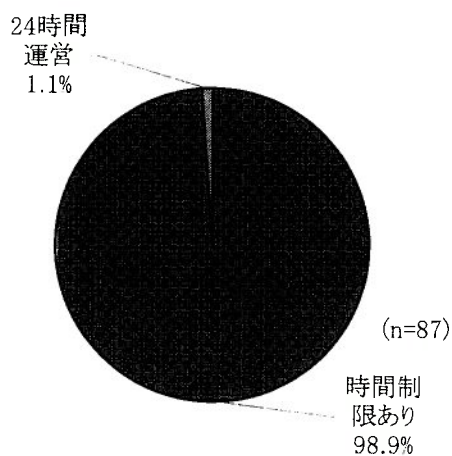


(3) 開所時間・閉所時間

98.9%の施設が開所時間・閉所時間を定めており、24時間運営は1.1%と少ない。

時間制限のある施設の開所時間は、平均 8 時である。最も早い 6 時から最も遅い 10 時まで幅がある。時間制限のある施設の閉所時間は、平均 18 時 30 分である。ここでも早い施設は 13 時台に閉所している一方、深夜まで開いている施設もある。事業所内保育施設は、従業員の就業時間に合わせて運営されている。このため、ここでみたように施設による開所時間・閉所時間の分散が大きくなっている。

図表付 4-5 開所時間・閉所時間



時間制限のある施設の開所時間と閉所時間

	最小値	最大値	平均値
開所時間	6:00	10:00	8:00
閉所時間	13:20	23:50	18:30

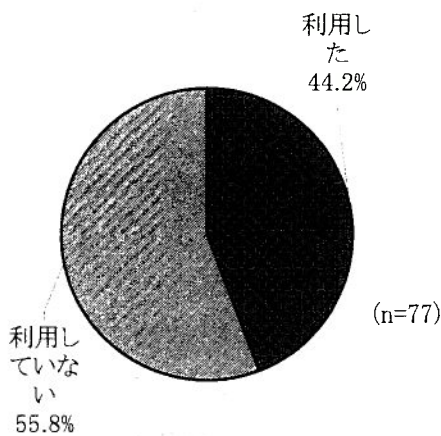
(4) 助成金

1) 施設設置の助成金

約半数の施設設置の助成金を利用している（図表付 4-6）。従業員数別にみると、300 人以下の企業よりも 301 人以上の企業の方が施設設置の助成金を利用している。また、近年設置した施設ほど、助成金を利用している割合が高い。

助成を受けた機関をみると、最も多くあげられたのは財団法人 21 世紀職業財団（23 施設）であった。

図表付 4-6 施設設置の助成金



(単位:%)

	施設設置
従業員数	
300人以下	43.5
301人以上	52.8
設立年	
平成元年以前	30.8
平成2～11年	36.8
平成12年以降	53.7

48.1%

助成機関	施設数	回答された主な助成金名
財団法人21世紀職業財団	23	事業所内託児施設助成金(設置費) 育児・介護雇用安定等助成金
財団法人子ども未来財団	5	保育遊具等助成事業
厚生労働省	2	事業所内託児施設助成金
県	1	事業所内保育施設推進事業補助金
こどもの城 2015年1月1日	1	事業所内保育施設助成金
財団法人日本育児手当協会	1	事業所内保育施設整備費助成①

トータル
割合

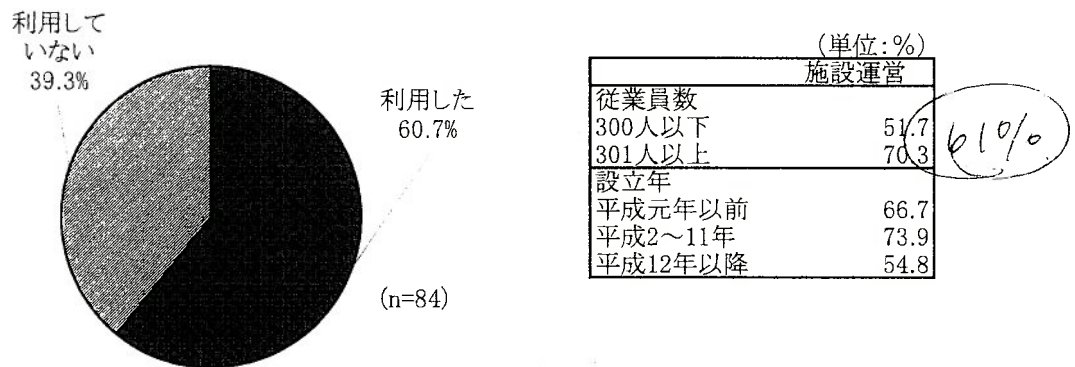
2) 施設運営の助成金

約 60%の施設が、施設運営の助成金を現在または過去に利用している（図表付 4-7）。従業員数別にみると、施設設置の助成金と同様に、301 人以上の企業の方が助成を利用している。

利用割合を設置年別にみると、平成元年以前に設置された施設は 66.7%、平成 2～11 年に設置された施設は 73.9%、平成 12 年以降に設置した施設は 54.8%が、助成を利用している。施設運営の助成金は、施設設置と異なり、近年設置された企業の方が利用している割合が高いという傾向はみられない。

助成を受けた機関は、財団法人 21 世紀職業財団（42 施設）が最も多い。

図表付 4-7 施設運営の助成金



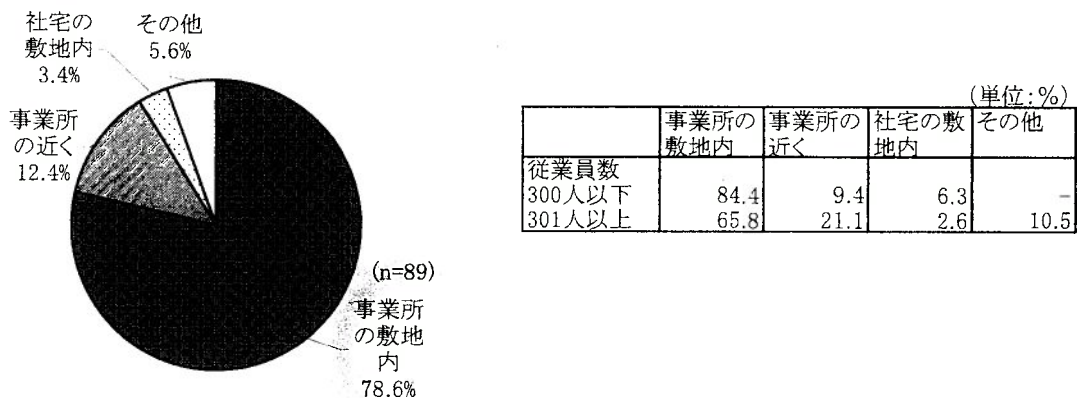
助成機関	施設数	回答された主な助成金名
財団法人21世紀職業財団	42	事業所内託児施設助成金(運営費) 育児・介護雇用安定助成金
財団法人子ども未来財団	3	事業所保育施設運営費助成金
厚生労働省	2	事業所内保育施設設置・運営等助成金

(5) 設置場所

事業所内保育施設の設置場所をみると、「事業所の敷地内」が78.6%で最も多い。以下、「事業所の近く」(12.4%)、「社宅の敷地内」(3.4%)である。

従業員数が300人以下の企業は「事業所の敷地内」に設置している割合が高い。301人以上の企業では、「事業所の近く」に設置している割合が約20%である。

図表付 4-8 施設の設置場所

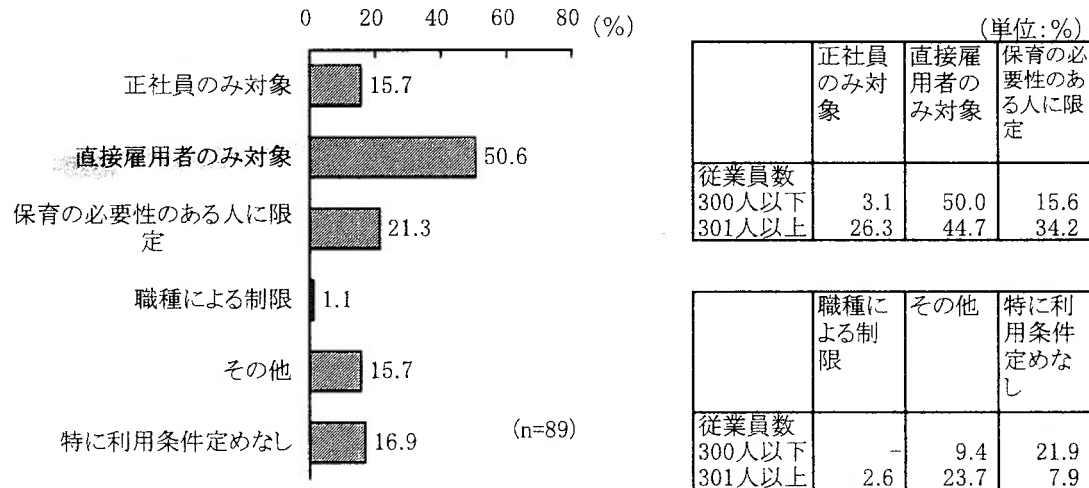


(6) 施設利用の条件

事業所内保育施設の利用者は、「直接雇用者のみ対象」に限定する企業が50.6%で最も多い。以下、「保育の必要性のある人に限定」(21.3%)、「正社員のみ対象」(15.7%)などが続く。

従業員数別に施設利用の条件は大きく異なる。301人以上企業の場合は、「正社員のみ対象」「保育の必要性のある人に限定」が多い。

図表付 4-9 施設利用の条件



「その他」の自由記入(順不同)

直接雇用者及び派遣社員を対象としている
 正社員・パート
 グループ会社社員も対象としている
 保護者のどちらかがグループ会社に従事していること
 空港内従業員の未就学児
 従業員の子のみ 1.5才以上
 1才半以上
 従業員
 学令前
 常勤嘱託
 他企業にも開放
 従業員を対象としている
 事業所グループに働く社員・パート他の入園条件を満たす方

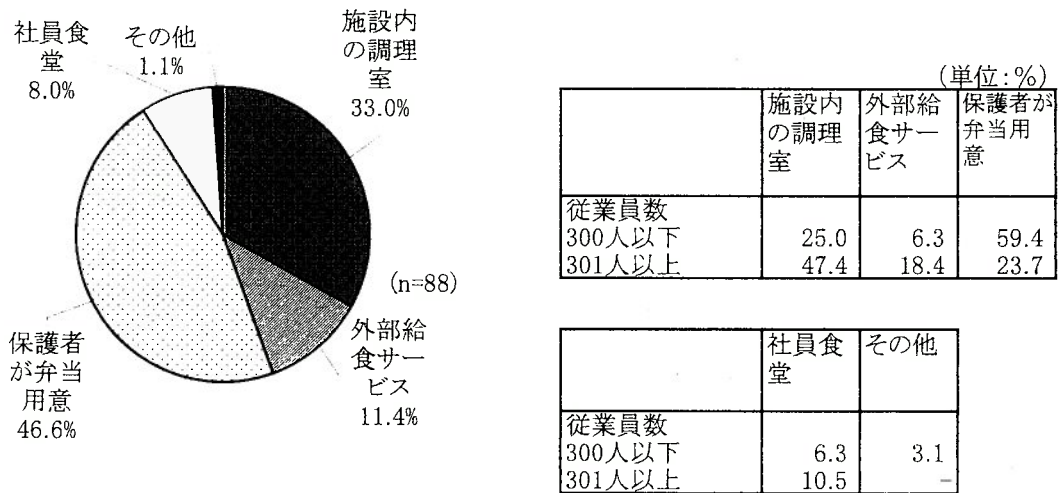
(7) 食事

児童の食事についてみると、「保護者が弁当用意」が 46.6%で最も多い。「施設内の調理室」は 33.0%、「外部給食サービス」は 11.4%である。

従業員数別にみると、300人以下では「保護者が弁当用意」が約 60%と多い。

一方、301人以上企業では「保護者が弁当を用意」は少なく、約半数が「施設内の調理室」である。

図表付 4-10 食事



(8) 定員数

平成 21 年 4 月現在の定員数は、施設全体で平均 23.6 人である。年齢別にみると、1～3 歳の定員数が 5 人前後で、その前後の年齢よりも多い。

利用児童数は、自社が 13.2 人、他社（グループ社員含む）が 0.8 人、地域が 0.3 人である。利用児童数も 1～3 歳が多い。

以上から、事業所内保育施設は、低年齢児を中心に受け入れているといえる。

図表付 4-11 定員数(平成 21 年 4 月現在)

(単位:人)

	定員	利用児童数		
		自社	他社	地域
0歳児	2.9	0.8	0.1	0.0
1歳児	4.8	2.8	0.2	0.1
2歳児	5.1	3.1	0.2	0.1
3歳児	4.6	2.3	0.1	0.0
4歳児	2.4	1.8	0.1	0.0
5歳児	2.4	1.3	0.1	0.0
就学児	2.4	0.8	0.0	0.0
合計	23.6	13.2	0.8	0.3

注：定員は回答があったセルの平均値。利用児童数は、無回答のセルを 0 人とした平均値。このため、各年齢または種類別の利用児童数を足し合わせた数と合計は一致しない。

(9) 定員と利用児童数の推移

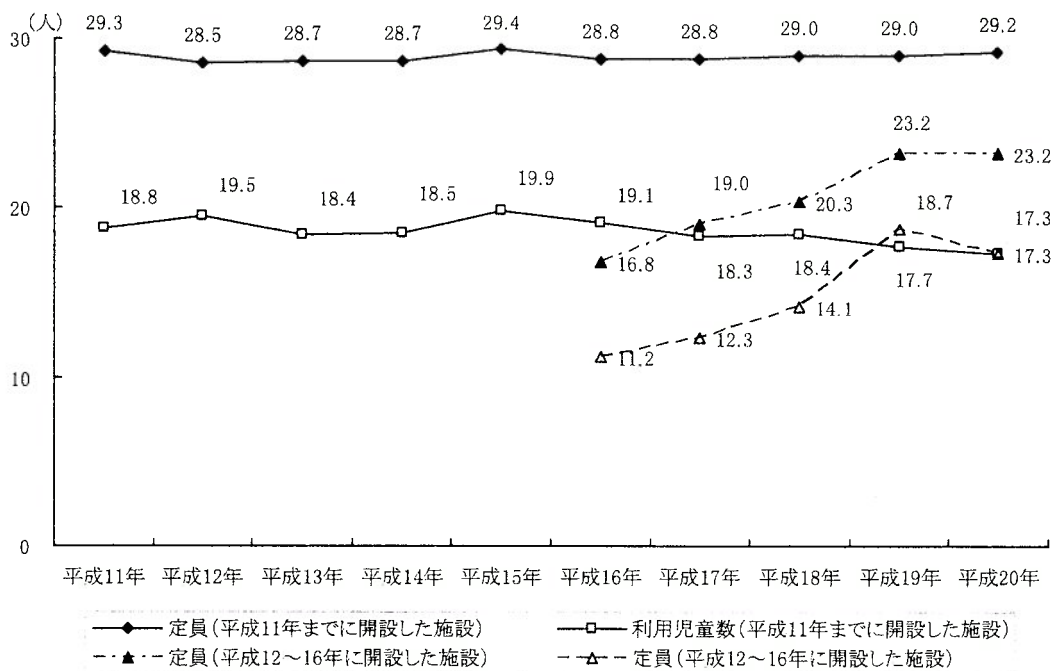
平成11年までに開設した施設と平成12～16年に開設した施設に分けて、それぞれの定員と利用児童数の推移を集計した（図表付4-12）。

平成11年までに開設した施設をみると、平成11～20年まで定員数は29人台でほぼ一定であり、増改築等によって定員を増減させた施設が少ないことがわかる。一方、利用児童数は、平成15年をピークに減少し、平成20年時点では17.3人となっている。

平成12～16年に開設した施設をみると、近年ほど定員、利用児童数とも多くなっているが、平成19年から平成20年にかけて利用児童数は減少している。

定員充足率をみると、平成11年までに開設した施設の場合、その後65%前後で推移していたが、徐々に低下して、平成20年は60%を割っている。平成12～16年に開設した施設の場合、定員充足率は平成16年時点では66.7%であったが、平成20年時点では74.6%へと高まっている。

図表付4-12 定員と利用児童数の推移



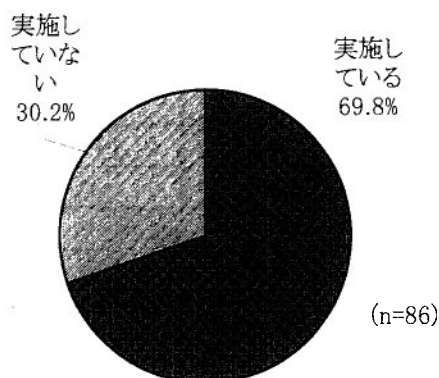
(10) 一時保育

1) 一時保育の実施

約70%の施設が、一時保育を実施している（図表付4-13）。

従業員数別にみると、301人以上の企業の方が一時保育の実施率が高い。

図表付 4-13 一時保育の実施



(単位: %)

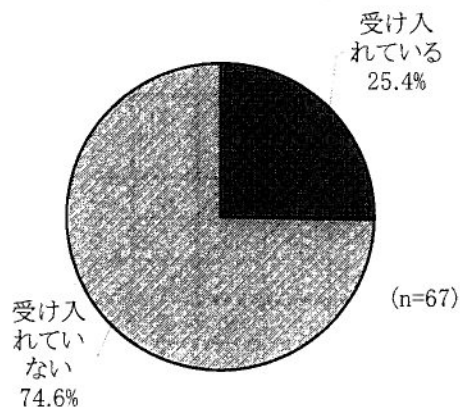
従業員数	実施
300人以下	62.5
301人以上	78.9

2) 一時保育における他社・地域の児童の受入れ

一時保育を実施している施設を対象に、一時保育における他社・地域の児童の受入れ状況を尋ねた。他社・地域の児童を受け入れている施設は、一時保育を行う施設の約4分の1である(図表付 4-14)。

従業員数別にみると、300人以下の企業の方が受け入れている割合が高い。

図表付 4-14 一時保育における他社・地域の児童の受入れ



(単位: %)

従業員数	受入れ
300人以下	30.4
301人以上	19.4

(11) 他社や地域の児童を受け入れる計画

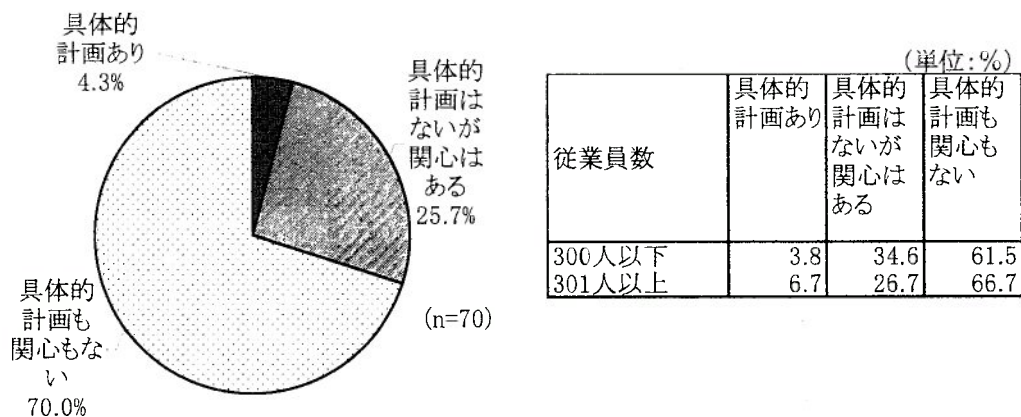
1) 計画の有無

現在他社や地域の児童を受け入っていない施設を対象に、今後他社や地域の児童を受け入れる計画があるか否かを尋ねた。

今後受け入れる具体的計画がある施設は4.3%に過ぎない(図表付 4-15)。「具体的計画はないが関心はある」施設が25.7%、「具体的計画も関心もない」が70.0%である。

300人以下の企業と301人以上の企業のいずれも、「具体的計画あり」の割合は低い。

図表付 4-15 他社や地域の児童を受け入れる計画の有無



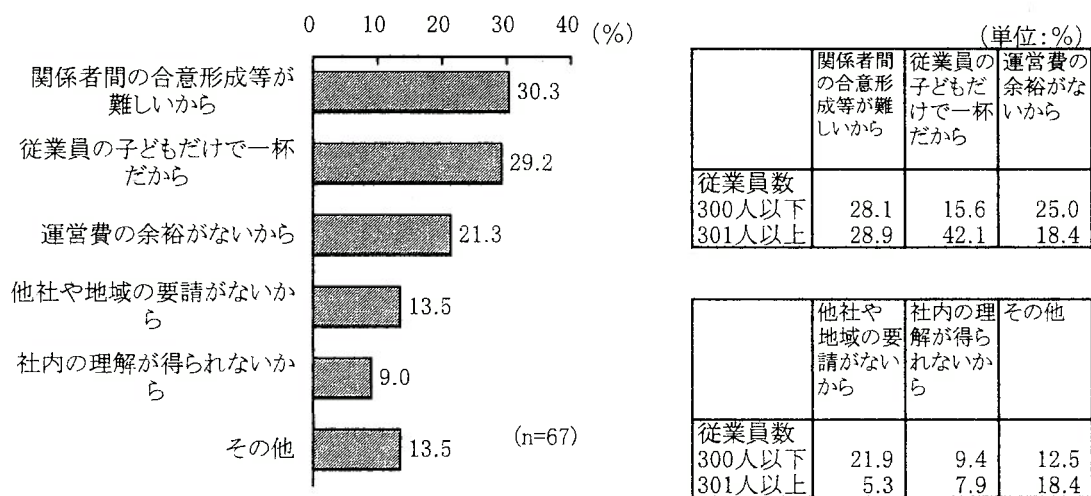
2) 他社や地域の児童を受け入れない理由

今後他社や地域の児童を受け入れる具体的計画がない企業に対して、他社や地域の児童を受け入れない理由を尋ねた。

「関係者間の合意形成等が難しいから」および「従業員の子どもだけで一杯だから」という理由が共に約 30%である (図表付 4-16)。

従業員数別にみると、301人以上の企業の方が「従業員の子どもだけで一杯だから」という理由が多い。また、300人以下の方が、「運営費の余裕がないから」「他社や地域の要請がないから」という理由が多い。

図表付 4-16 他社や地域の児童を受け入れない理由



(12)施設の運営

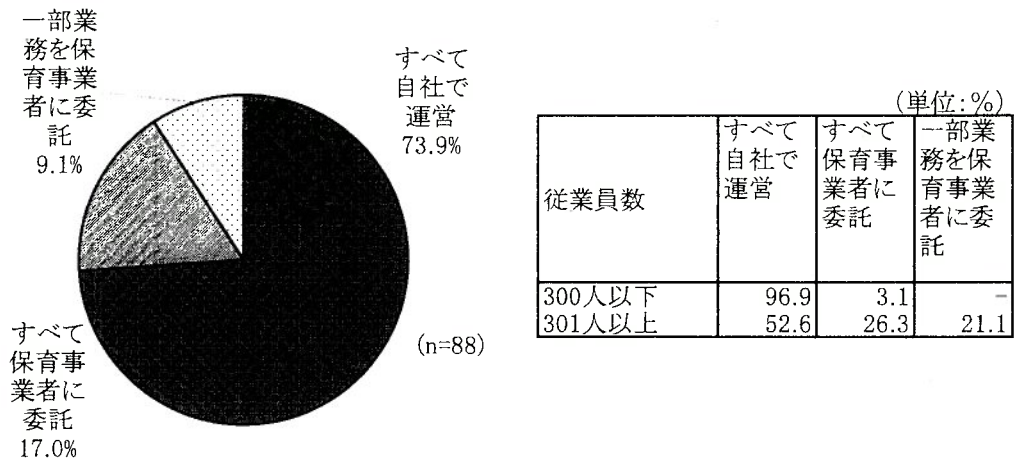
1)運営方式

運営方式をみると、「すべて自社で運営」が73.9%と多くを占める。「すべて保育事業者に委託」している施設は17.0%に過ぎない。

従業員数別にみると、300人以下企業のほとんどの施設は自社運営である。301人以上企業では、保育事業者に委託している割合が高い。

委託先としては、株式会社ポピンズコーポレーションやピジョンハーツ株式会社など大手のほかに、地元の中小事業者もあげられている。

図表付 4-17 施設の運営方式



すべての業務を委託している業者

業者名	施設数
株式会社ポピンズコーポレーション	3
ピジョンハーツ株式会社	2
株式会社アイ・レンタル (広島)	1
株式会社アピカル (福岡)	1
株式会社マミーズファミリー (エセ)	1
アライブキャリア株式会社 (石川)	1
株式会社アイ・レンタル	1
株式会社アミー (東京)	1
株式会社キャリア・ン (福岡)	1
株式会社コティ (北海道)	1
社会福祉法人優心会 (トキ)	1
有限会社キッズ・プランニング (福岡)	1

一部業務を委託している業者

業者名	施設数
ピジョンハーツ株式会社	2
株式会社ポピンズコーポレーション	2
株式会社コマーム	1
株式会社パナフオスター	1

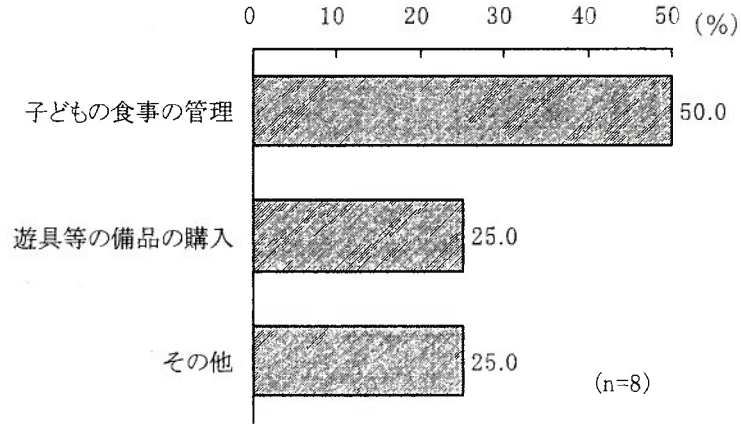
2)保育事業者に一部を委託している内容

保育事業者に一部の業務を委託している施設(8施設)に対して、委託内容を尋ねた。「子どもの食事の管理」が50.0%、「遊具等の備品の購入」が25.0%である(図表付4-18)。

その他の回答としては、「施設管理」「保育事務・監視・警備業務」「入園・退園許可、

規約の改定変更」があげられている。

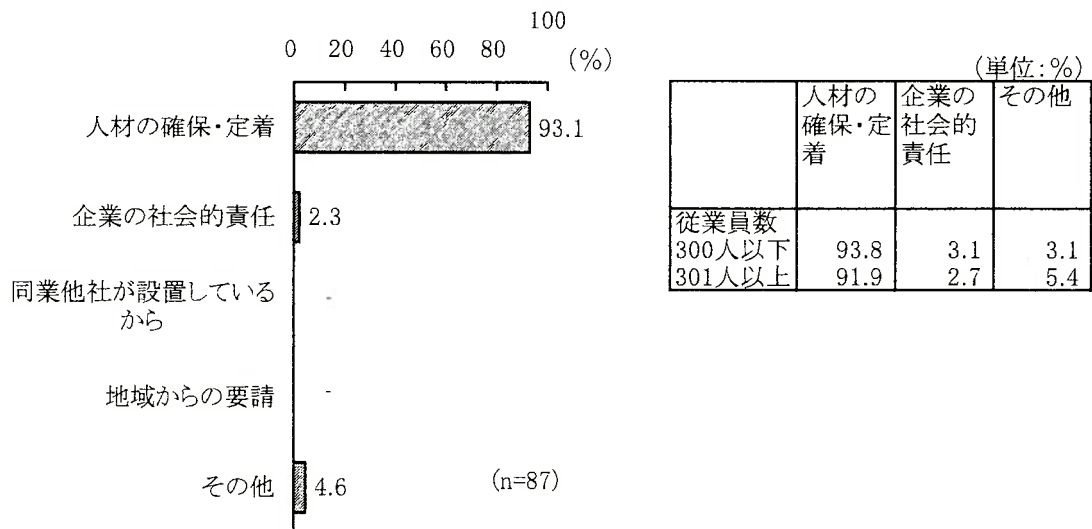
図表付 4-18 保育事業者の一部を委託している内容



(13) 施設設置の目的・動機

事業所内保育施設を設置した目的・動機としては、「人材の確保・定着」をあげた企業が 93.1%である (図表付 4-19)。「企業の社会的責任」をあげた企業は 2.3%に過ぎず、「同業他社が設置しているから」「地域からの要請」をあげた企業は皆無であった。従業員数別にみても、この傾向は同じである。

図表付 4-19 事業所内保育施設を設置した目的・動機



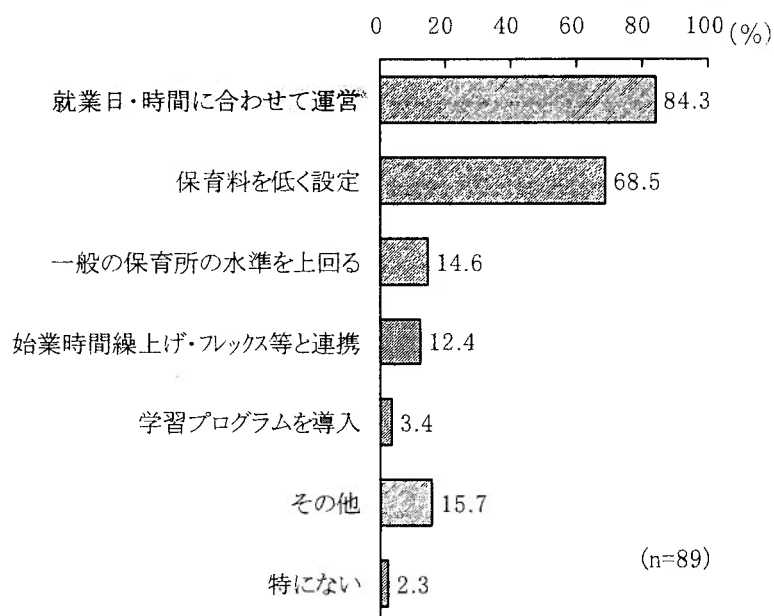
(14) 施設の特徴

施設の特徴をみると、「就業日・時間に合わせて運営」をあげた割合が84.3%で最も多い（図表付4-20）。就業日・時間に合わせて運営しているところが、事業所内保育施設の最大の特徴である。

また、「保育料を低く設定」が68.5%である。なお、「その他」で「保育料無料」と回答した施設が7箇所ある。「保育料を低く設定」と「保育料無料」を合わせると、全体の約40%の施設は保育料が低いといえる。「一般の保育所の水準を上回る」施設は14.6%である。

従業員数別にみると、300人以下の企業の方が「就業日・時間に合わせて運営」「保育料を低く設定」をあげた割合が高い。

図表付4-20 施設の特徴



(単位: %)

	就業日・時間に合わせて運営	保育料を低く設定	一般の保育所の水準を上回る	始業時間繰上げ・フレックス等と連携	学習プログラムを導入	その他	特にない
300人以下	90.6	81.3	9.4	3.1	3.1	15.6	-
301人以上	81.6	52.6	23.7	18.4	-	21.1	5.3

「その他」の自由記入(順不同)

記入内容	施設数
保育料無料	7
365日開園している	1
洗たくサービス、おむつ配送サービス	1
個性尊重、食育等において独自の保育方針を打ち出している	1
食育、しつけ	1
食育・給食に力を入れている。	1
太陽光発電の利用	1
定員枠を他企業にも一部開放している	1

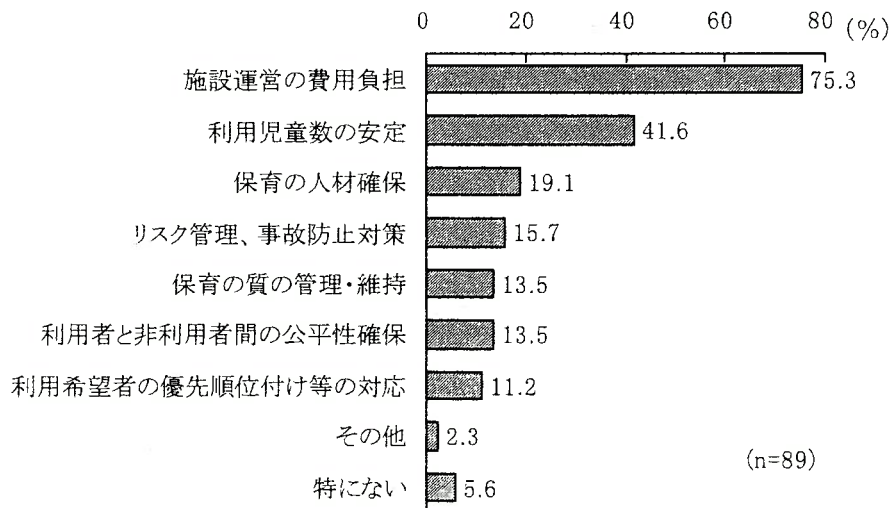
(15) 施設運営の課題

施設運営の課題をみると、「施設運営の費用負担」をあげた施設が75.3%と最も多い(図表付4-21)。次いで、「利用児童数の安定」が41.6%であり、それ以外の項目は20%未満である。

従業員数別にみると、301人以上の企業の方が「施設運営の費用負担」「保育の質の管理・維持」などをあげた割合が高い。301人以上の企業の施設の方が、保育事業者に運営を委託したり、食事を自園で調理していることが多いが、このことが費用負担を重くしている背景にあるとみられる。

300人以下の企業では、「利用児童数の安定」や「保育の人材確保」が比較的多い。

図表付 4-21 施設運営の課題



(単位: %)

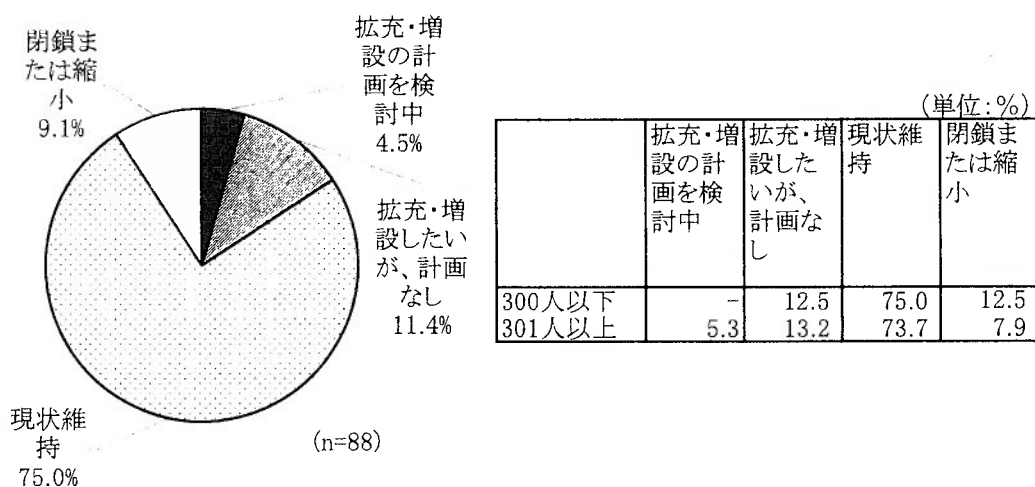
	施設運営の費用負担	利用児童数の安定	保育の人材確保	リスク管理、事故防止対策	保育の質の管理・維持	利用者而非利用者間の公平性確保	利用希望者の優先順位付け等の対応	その他	特にない
300人以下	68.8	43.8	28.1	15.6	6.3	3.1	6.3	3.1	9.4
301人以上	89.5	31.6	13.2	18.4	23.7	23.7	18.4	2.6	2.6

(16) 拡充・増設の予定

1) 拡充・増設の予定の有無

今後の拡充・増設の予定を尋ねた結果、「拡充・増設の計画を検討中」は 4.5%にとどまる（図表付 4-22）。いずれも、全て 301 人以上企業の施設である。施設の 4 分の 3 は「現状維持」と回答している。「閉鎖または縮小」を予定している施設が、全体の約 10%存在する。

図表付 4-22 施設の拡充・増設の予定



2) 拡充・増設の具体的計画

「拡充・増設の計画を検討中」の施設（4 施設）に対して、その具体的計画を尋ねた。そのうち、回答した施設は 2 施設である。

うち 1 施設は、「数年後に、今より大きな規模の単独利用の施設を、現在と別の場所に設置する」と回答している。

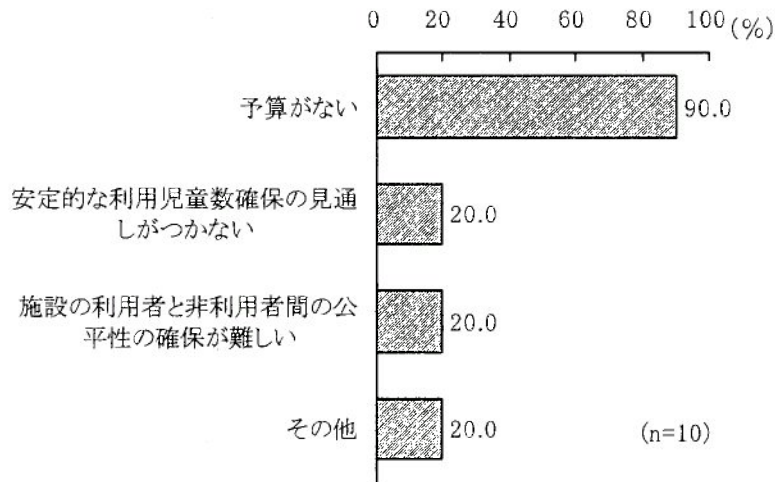
別の 1 施設は、時期や規模については無回答だが、単独で設置すると回答している。

3) 拡充・増設の具体的計画のない理由

「拡充・増設したいが、計画なし」の施設に対して、その理由を尋ねた（図表付 4-23）。「予算がない」が 90%である。

事業所内保育施設を拡充・増設するためのハードルは予算にある。

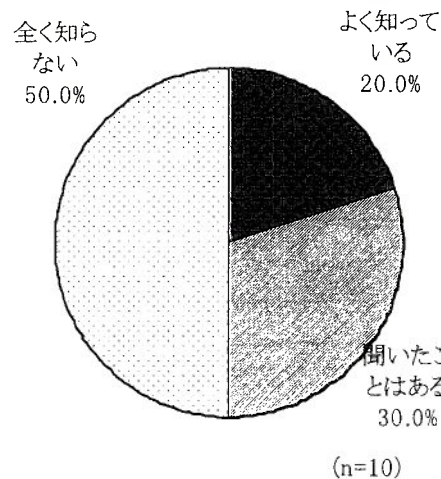
図表付 4-23 拡充・増設の具体的計画のない理由



4) 共同設置の認知度

「拡充・増設したいが、計画なし」の施設（10 施設）に対して、共同設置の認知度を尋ねた。「よく知っている」は20%に過ぎず、約半数は「全く知らない」（図表付 4-24）。

図表付 4-24 共同設置の認知度



5) 共同設置は解決策になるか

「拡充・増設したいが、計画なし」の施設のうち共同設置を知っている施設（2 施設）に対して、「共同設置」が現在抱えている課題の解決策になるか否かを尋ねた。

その結果、「（課題解決に）なる」という回答が2施設、「（課題解決に）ならない」という回答が2施設であった（1施設は無回答）。

6) 共同設置が解決策にならない理由

共同設置が「(課題解決に) ならない」と答えた施設 (2 施設*) に対して、その理由を尋ねた。

1 施設は「会社の方針に合わない」、もう 1 施設は「共同設置のパートナーとの調整が難しい」と回答している。

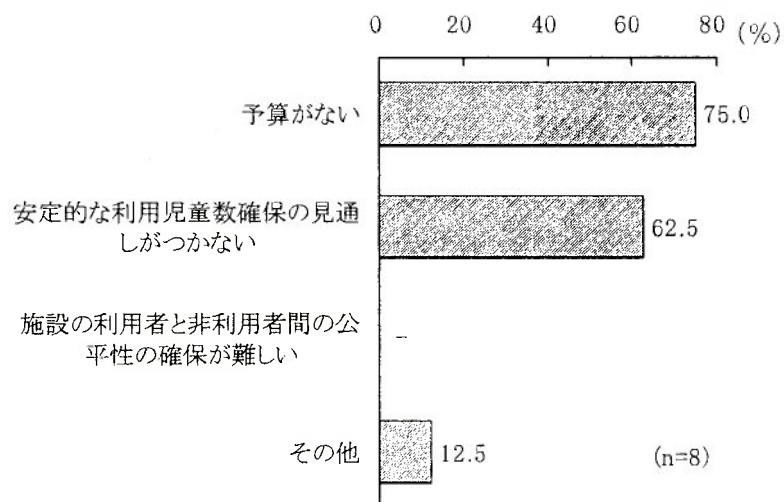
※共同設置の認知度を尋ねる質問に無回答でここでの問いに回答した施設が 1 社あるが、ここでの回答結果には含めていない。

7) 施設の閉鎖・縮小を考えている理由

「閉鎖または縮小」を予定している施設 (8 施設) に対して、その理由を尋ねた (図表付 4-25)。

最も多くあげられた理由は「予算がない」(75.0%) であった。次に、「安定的な利用児童数確保の見通しが見つからない」が 62.5% であった。

図表付 4-25 施設の閉鎖・縮小を考えている理由



5. 自治体ヒアリング

(1) 調査概要

主に事業所内保育所の共同設置に対し、積極的に取り組んでいる1都6県3市に対し、電話によるヒアリング調査を実施した（図表付 5-1）。実施期間は平成 21 年 10 月～11 月である。ヒアリング項目は図表付 5-2 のとおりである。

図表付 5-1 ヒアリング対象となった自治体一覧

都県	宮城県	市	さいたま市
	埼玉県		横浜市
	東京都		福岡市
	神奈川県		
	新潟県		
	滋賀県		
	兵庫県		

注：兵庫県、横浜市は助成状況についてのみ掲載

図表付 5-2 自治体へのヒアリング項目

1. 独自で助成事業をしている理由
2. 関連部局との連携
3. 共同設置を可とした理由・申請がない理由（設置の難しさ）
4. 中小企業が設置しやすくなるための工夫
5. 国（県）への要望
6. 事業所内保育施設に対する評価・期待（保育行政における位置づけ）

(2) 調査結果

各自治体からのヒアリングの結果の要点を、図表付 5-3 に一覧にまとめた。図表付 5-3 をもとに、以下ではヒアリング項目別に、結果をみていく。

図表付 5-3 自治体ヒアリング結果一覧

自治体名	事業所内保育所への助成の有無*	共同による事業所内保育所の事例の有無	共同による事業所内保育所への助成の有無	助成開始年度	事業費	独自で助成事業をしている理由	関連部局との連携
宮城県	◎	なし	なし	平成21年度(単独設置・共同設置ともに)	宮城県事業所内保育施設整備支援事業、県単独の事業。1ヶ所あたり300万円の設置費補助。	国の助成事業は、人数が10人以上となっているが、県内は中小企業が多いため、基準に達しない6人以上9人までを対象とした。また、10人以上でも、国の助成を受けない場合は対象とした。	経済商工観光部の企業訪問において事業紹介するとともに、県内事業主体に、制度説明を行い周知を図った。
埼玉県	◎	クリタエムデリカやケアハウスしあわせの里が企業内保育所を設置し、近隣の中小企業の保育所設置も利用出来る。	なし(左記のとおり共同利用という形式での保育所設置はあり)	平成18年度。(当初は、従業員のお子さん以外の地域の児童を預かってもらう場合のみ) 平成20年度に事業内容を拡大。(保育所の特種児童の解消につながるため、従業員の児童のみの企業内保育所も対象とした。)	1ヶ所あたり950万円、平成21年度予算10ヶ所程度、計9500万円	認可保育所の整備だけでなく、企業内保育所を設置促進し、企業による子育て支援と保育所待機児童の解消を図る。	市町村や商工会議所等とも連携を図り、広報や情報収集に積極的に取り組んでいる。
東京都	◎	なし	保育事業者が近隣の企業のために設置する保育所を平成22年4月1ヶ所開設予定	平成19年度(当初から企業の共同設置については想定していたが、なかなか難しいという意見があり、平成21年度から、保育事業者が設置して、その施設に利用した1企業が法人契約をして行うなど認めて補助対象とするようにした)	1ヶ所あたり設置費補助対象経費の2分の1、2300万円上限。運営費経費の2分の1で人数、時間、病児保育などで加算、上限380万円～1200万円くらい	企業の次世代育成の支援、望ましいと考える規模、内容のものを作っていく(認証保育所の制度の基準を設けている。国の助成では施設全体の要件がある。東京都ではもとも要件はない)。	産業労働局、生活文化スポーツ局とも連携し、次世代育成に関するとりよめをしている
都県 神奈川県	◎	なし	単独設置の申請が1件(平成21年12月に工事着手)	平成21年度	補助対象限度額1000万円、対象経費は、事業所内保育施設の新規設置に要した経費として、工事費と保育事業に必要な備品(商品のみは不可)、土地や建物の取得費は対象外。病院・診療所内の保育施設は除く。負担割合は、県4分の1、市町村4分の1、事業者3分の1。県・市町村の補助額は上限各250万円。来年度は、継続予定。	今年度から平成21年度モデル事業として行っている。目的は、施設整備費等の一部を助成することにより、事業所内保育施設の設置促進を図り、結果として、県内の保育所待機児童の解消とワーク・ライフ・バランスに寄与することである。	今後は、商工労働部や市町村を通じて、事業者等へ制度周知を図っていきたいと考えている。
新潟県	◎	なし	設置には至らなかったが、共同設置の相談は、1件あり	平成21年度	共同設置調整費補助金はある。複数の企業での設置調整に係る人件費を想定。 設備費:建築費 限度額750万円、備品費 限度額250万円 運営費:限度額250万円/年(5年間) 共同設置調整費補助金 限度額30万円 補助率:中小企業2/3 大企業1/2	安心して子育てのできる職場づくりの一環として、企業のワーク・ライフ・バランスの実現支援のために実施している。	福祉保健部とは、県内の託児所設置状況や保育基準の相談などの情報交換を行っている。
滋賀県	◎	なし	なし	平成21年度(平成21年度限り) 注:助成制度ではなく、県の委託事業である	100万円(事業所内保育施設共同設置モデル事業委託料) 滋賀県から滋賀県中小企業家同友会へ委託	事業所内保育施設の設置は、中小企業においては採算性などの面で単独設置は困難であるため、複数の事業所が共同で設置することが有効と考えられる。しかし、県内で過去そのような事例がないことから、今後の県内事業所の取組に後立するため、共同設置の手法等について調査・研究を行うこととした。	特になし
兵庫県	◎	保育事業者が中小企業と一緒に設立。	なし	平成17年度	保育施設の設置に要する経費 (1)施設の建築費、工事費、設計監理料 (2)施設購入費 (3)一品の単価が1万円以上の保育遊具等購入費 ・補助対象経費の1/2を県が補助 ・補助限度額:750万円		
さいたま市	◎	なし	なし	平成20年度	整備費補助は新築・増築・改築の場合は上限62万5千円(×定員)、改修の場合は上限30万円(×定員)、平成21年度は1施設について整備費を補助した。運営費補助については、従業員の児童以外の地域の児童を受け入れた場合に補助の対象としている。		地元の商工会議所の広報に事業内容を掲載してもらい、情報提供面で協力を得ている。
市 横浜市	◎	昨年度、今年度のモデル事業として実施。平成20年度単独助成2件、平成21年度は応募なし	なし	平成20年度	・事業経費の総額の1/2以内500万円(うち備品・遊具等については10万円以内) 事業所内保育施設の設置費として、施設の新設・増改築・改修にかかる建築費、工事費、設計監理料等 ・保育事業に必要な備品・遊具等の購入費(単独での申請は不可)1品の単価が1万円以上で、総額10万円以上の備品・遊具等の購入費		
福岡市	○						

* ◎ 単独・共同設置への助成 ○ 単独設置への助成のみ × 助成なし

共同設置とした理由	申請がない理由(設置の難しさ)	中小企業が設置しやすくなるための工夫	県・国への要望	事業所内保育所に対する期待・詳細(保育行政における位置づけ)
印刷団地の一事業所から協同組合での共同設置も対象となるかという問い合わせを受けたこともあり、子育て世代の人数が少ない等の場合は安定的運営のための共同設置が必要と考えた。	急激に景気が落ち込み低迷が続いている。企業は、事業縮小などにより福利厚生分野に着手できなかったと思われる。また、運営費に対して要望が強いが県補助は運営費を対象としていないことも原因と思われる。	園庭の設置は義務づけられていない。保育室施設内の基準については国とほぼ同様としている。	現在の国の補助制度の大部分は、認可保育所を対象としている。待機児童の解消、保育の質の確保という観点から、現実には保育が実施されている認可外の施設にも柔軟に合わせた補助の制度が必要と考える。	身近なところに子どもがいるという点で保護者の安心感も大きい。従業員の安定的雇用、企業イメージの向上にも繋がる。
従業員規模が小さい企業では1社で設置することが困難な場合がある。	個々の企業の保育需要等が様々で、保育の必要性、出資割合等の調整が困難。取りまとめ企業(代表企業)の負担も大きい。	定員面、面積基準、申請手続き等を国の助成事業よりも緩め、小規模な施設でも設置を可能としている。(国が示す基準はクリアしてもらう)	企業内保育所の設置の促進に必要な財源の確保を要望	景気にも左右されるが、企業からの問い合わせもあり、広まっている。若手の人材確保、職能防止にもなり、企業の手育て支援、ワークライフ・バランスにつながるという企業が多い。県としては、今後も認可保育所の設置を進めるほか、事業所内保育所も支援していきたい。
一社単独では経費の負担が重い。全く違う会社との間で、資産の分配、運営負担をどうするか、折り合いが難しい。全く保育に関係のない企業が複数集まっても、なかなか先に進めない。東京都では、ビル等のオーナーがテナントのために設置した場合も補助の対象にできたが、自分達では難しいという点で問題があった。保育事業者が中心となって、複数の企業が共同で利用できる施設を設置する方法が現実的ではない。単独ではコストの面、中小企業ではお子さんがいる職員が安定的にいるとは限らないので難しい。資産は共同のネックになる。		定員要件を外した。当初は、6名以上(国は10名以上)とゆるくしていたが、6名にならない小さな施設でも対象にしている。共同設置を利用しやす、仕組みとして、保育事業者が中心とする場合、2つに要件を改正した。平成21年の4月改正。	事業者がどちらの補助制度を活用してもらうか。最初から小規模でも補助対象にできるような形をとったどうか。施設全体の面積要件は不要ではないか。	東京都の全庁の中でも10年後の東京実行プログラムのひとつとしても位置づけ。直接待機児童の解消につながるのには難しいが、多様な保育施設の中の一つ。どちらかというと企業の次世代育成の支援をするため、ワークライフ・バランスの支援。そういった点から他県でも労働関係の部署が担当されていると思う。
小さな企業にとって、事業所内保育施設の単独設置は、資金繰りの関係で困難となることが考えられるため、共同設置を可とした。	景気悪化により、なかなか手が上がらないという事情があると思う。	神奈川県子ども子育て支援条例に基づき認証制度があり、それを受けた企業が対象。雇用者が300人以下、乳幼児の定員が5人以上。複数の事業者による共同設置も認めている。企業や商店が集まって設置することも可能にした。	財団法人21世紀職業財団が300人以上も含めてやっている。設置、運営費などへの助成を幅広くやっているの、特に要望はない。	この制度を作り上げようとした矢先に景気が悪化し、事業者からなかなか手が上がらないという状況ではあるが、事業所内保育施設が増えることにより、県内の保育所待機児童の解消とワークライフ・バランスに寄与する考えなので、今後も制度を継続していきたい。
工場団地内における複数事業所での共同設置のニーズ等を考慮し、共同設置に係る調整費も補助対象とした。	託児所設置場所の選定や事業所ごとの経費負担割合等の調整の難しさも申請がなかった一因と思われる。	託児所を設置するには、設置費の他、毎年度の運営費等の多額の費用が必要であり、地域の実情に応じた託児所への国の助成制度が必要と思われる。	事業所内託児所の設置については、国が地域の実情を踏まえて事業所を支援していくことが望まれる。	事業所内託児所への補助については、男女が共に働きやすい職場づくりの支援や事業所内のワークライフ・バランスの推進を目的として行っており、託児所の設置により、これらの目的が達成されることを期待する。
厳しい経済情勢の下、経費や人員の問題が大きくなり、返賃早の場合、製造業が多く、景気悪化の影響が特に大きい。		県中小企業家同友会の会員企業およびその従業員に対しニーズ調査を実施。実際に共同設置することを視野に運営形態などについて具体的に検討。他企業の参考となるように、検討結果等について報告書にまとめる。	事業所内保育施設の設置が促進し、さらにその保育の質が維持・向上できるように、助成制度の拡充を希望する。	企業にとって、子育てをしながら働ける環境を整えるための一つの手法であり、人材確保方策としても有効。特に女性の継続就業や再就職の支援につながることも、待機児童の解消にも資すると期待している。
		整備費補助について、従業員の児童のみを預かる場合には、定員10人未満の小規模施設に限り対象としている。企業の従業員数等について特に制限はない。		待機児童を解消し、より働きやすい環境を整備するために効果がある。
経費面の運営上の問題、イニシャルでかなりの経費がかかる。それぞれ財団法人21世紀職業財団でも半額程度は事業主の負担となり、その分の負担がないと開設に至らない。運営費のコストが利用者からの負担だけでは難しい。		単独での運営は難しい。合同での運営を考えていかなければならない。	ワークライフ・バランスといった理念的な部分で普及していける仕組みづくり。財政支援は職業財団があるが、それ以外でも経産省からの助成、開設しやすい助成作り、小規模でも合同でできるようなコーディネートについても助成。コンサルタントなどの専門家が入っているので、準備費用も必要。行政の方が支援できる仕組みづくり。	待機児童が発生している中で、保育所の整備が求められているが、事業所内保育所が増えれば働きやすい、ワークライフ・バランスでも有効な手段ではないかと。

1) 独自で助成事業をしている理由

独自で助成事業をしている理由としてあげられた回答として最も多かったのは、ワーク・ライフ・バランスの支援のためであった。次いで、国の助成の条件に合致しない保育所を支援するため、待機児童対策のため、企業からのニーズに対応するためとなった。埼玉県と神奈川県では、待機児童対策を回答にあげている。単独での設置が難しいため（滋賀県）という回答もあった。

全体としてみると、ワーク・ライフ・バランスの支援と企業による単独での設置を支援することを目的として独自の助成事業が行われている。

図表付 5-4 独自で助成事業をしている理由

回答の分類	個別の回答
ワーク・ライフ・バランスの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心して子育てのできる職場づくりの一環として、企業のワーク・ライフ・バランスの実現支援のために実施している(新潟県) ・ 企業の次世代育成、ワーク・ライフ・バランスへの支援(東京都) ・ 目的は、施設整備費等の一部を助成することにより、事業所内保育施設の設置促進を図り、結果として、県内の保育所待機児童の解消とワーク・ライフ・バランスに寄与することである(神奈川県) ・ 認可保育所の整備だけでなく、企業内保育所を設置促進し、企業による子育て支援と保育所待機児童の解消を図る(埼玉県)
国の助成の条件に合致しない保育所への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の助成事業は、人数が10人以上となっているが、県内は中小企業が多くいため、基準に達しない6人以上9人までを対象とした。また、10人以上でも、国の助成を受けない場合は対象とした(宮城県) ・ 国の助成では施設全体の要件があるが、望ましいと考える規模、内容のものを作って欲しい(東京都)
待機児童対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的は、施設整備費等の一部を助成することにより、事業所内保育施設の設置促進を図り、結果として、県内の保育所待機児童の解消とワーク・ライフ・バランスに寄与することである(神奈川県:再掲) ・ 認可保育所の整備だけでなく、企業内保育所を設置促進し、企業による子育て支援と保育所待機児童の解消を図る(埼玉県)
単独での設置が難しいため	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内保育施設の設置は、中小企業においては採算性などの面で単独設置は困難であるため、複数の事業所が共同で設置することが有効と考えられる。しかし、県内で過去そのような事例がないことから、今後の県内事業所の取組に役立てるため、共同設置の手法等について調査・研究を行うこととした。(滋賀県)

2) 関連部局との連携

関連部局との連携は、大半の都県や市で行われていた。具体的な連携先として、自治体内では事業者を担当する産業労働部局や保育所を担当する保健福祉部や企業の誘致などを担当する経済や商工、観光にまつわる部、自治体外では、事業者の協会、商工会議所などがあげられた。事業者とかかわりのある部局等を通じて情報提供を依頼している場合が多かった。

図表付 5-5 関連部局との連携

<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済商工観光部の企業訪問において事業紹介するとともに、県内事業主団体に、制度説明を行い周知を図った(宮城県)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業労働局、生活文化スポーツ局とも連携し、次世代育成に関するとりまとめをしている(東京都)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、商工労働部や市町村を通して、事業者等へ制度周知を図っていきたいと考えている(神奈川県)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村や商工会議所等とも連携を図り、広報や情報収集に積極的に取り組んでいる(埼玉県)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉保健部とは、県内の託児所設置状況や保育基準の相談などの情報交換を行っている(新潟県)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の商工会議所の広報に事業内容を掲載してもらい、情報提供面で協力を得ている(さいたま市)

3) 共同設置を可とした理由・申請がない理由(設置の難しさ)

まず、共同設置を可とした理由として回答が最も多かったのは、企業による設置の難さ(東京都、神奈川県、埼玉県)、共同設置への助成のニーズ(宮城県、新潟県)があげられた。

図表付 5-6-1 共同設置を可とした理由

回答の内容	個別の回答
企業による設置の困難さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一社単独では経費の負担が重い。全く違う会社との間で、資産の分配、運営負担をどうするか、折り合いが難しい。全く保育に関係のない企業が複数集まっても、なかなか先に進めない。東京都では、ビル等のオーナーがテナントのために設置した場合も補助の対象にしてきたが、自分達では難しいという点で問題があった。保育事業者が中心となって、複数の企業が共同で利用する施設を設置する方式が現実的ではないか。単独だけではコストの面、中小企業ではお子さんがいる職員が安定的にいるとは限らないので難しい。資産は共同のネックになる(東京都、再掲) ・ 小さな企業にとって、事業所内保育施設の単独設置は、資金繰りの関係で困難となることが考えられるため、共同設置を可とした(神奈川県)

共同設置への助成のニーズ	・ 従業員規模が小さい企業では1社で設置することが困難な場合がある(埼玉県)
	・ 印刷団地の一事業所から協同組合での共同設置も対象となるかという問い合わせを受けたこともあり、子育て世代の人数が少ない等の場合は安定的運営のための共同設置が必要と考えた(宮城県)
	・ 工場団地内における複数事業所での共同設置のニーズ等を考慮し、共同設置に係る調整費も補助対象とした(新潟県)

次に、助成制度があるにもかかわらず、共同設置の申請がない理由として回答が最も多かったのは、企業側の費用負担の大きさや共同による設置の困難さであった。単独の企業では経費の負担が大きい一方、共同で行う場合には、資産や運営の負担がさらに問題となるという課題が指摘されている。次いで、景気の悪化・福利厚生縮小があげられた。不況による景気の悪化から、申請がないと考える自治体も少なくない。滋賀県では、「製造業が多く、景気悪化の影響が特に大きい」と回答している。

また、専門性の問題や国の助成の利用が1件ずつあげられた。いずれも、実際に共同設置を行おうとした場合の課題ともいえる。「全く保育に関係のない企業が複数集まっても、なかなか先に進めない・・・保育事業者が中心となって、複数の企業が共同で利用する施設を設置する方式が現実的ではないか」(東京都)との回答が寄せられた。

図表付 5-6-2 申請がない理由(設置の難しさ)

回答の内容	個別の回答
企業側の経費負担の大きさ・共同による開設の困難さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一社単独では経費の負担が重い。全く違う会社との間で、資産の分配、運営負担をどうするか、折り合いが難しい。全く保育に関係のない企業が複数集まっても、なかなか先に進めない。東京都では、ビル等のオーナーがテナントのために設置した場合も補助の対象にしてきたが、自分達では難しいという点で問題があった。保育事業者が中心となって、複数の企業が共同で利用する施設を設置する方式が現実的ではないか。単独だけではコストの面、中小企業ではお子さんがいる職員が安定的にいるとは限らないので難しい。資産は共同のネックになる(東京都) ・ 個々の企業の保育需要等が様々で、保育の必要性、出資割合等の調整が困難。取りまとめ企業(代表企業)の負担も大きい(埼玉県) ・ 託児所設置場所の選定や事業所ごとの経費負担割合等の調整の難しさも申請がなかった一因と思われる。(新潟県) ・ 経費面の運営上の問題。イニシャルでかなりの経費がかかる。それぞれ財団法人21世紀職業財団でも半額程度は事業主の負担となり、その分の負担がないと開設に至らない。運営費のコストが利用者からの負担だけでは難しい(福岡市)

景気の悪化・福利厚生 の縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急激に景気が落ち込み低迷が続いている。企業は、事業縮小などにより福利厚生分野に着手できなかったと思われる。また、運営費に対して要望が強いが県補助は運営費を対象としていないことも原因と思われる(宮城県) ・ 景気悪化により、なかなか手が上がらないという事情があると思う(神奈川県) ・ 厳しい経済情勢の下、経費や人員の問題が大きい。滋賀県の場合、製造業が多く、景気悪化の影響が特に大きい。(滋賀県)
-------------------	--

4) 中小企業が設置しやすくなるための工夫

中小企業が設置しやすくなるための工夫として、ほぼ全ての自治体から、助成条件の緩和があげられた。具体的には、定員、面積（園庭なども）、利用料、従業員数についての条件の緩和し、他の助成制度に比べて利用しやすくなるような工夫が行われている。

滋賀県では、検討会を設けて「他企業の参考となるように、検討結果等について報告書にまとめる」という。実際に設置しようとしても、そのモデルが限られているためである。また、福岡市からは、「単独での運営は難しい。合同体での運営を考えていかなければならない」という回答がえられた。

図表付 5-7 中小企業が設置しやすくなるための工夫

回答の内容	個別の回答
助成条件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園庭の設置は義務づけていない。保育室施設内の基準については国とほぼ同様としている(宮城県) ・ 定員要件を外した。当初は、6名以上(国は10名以上)とゆるくしていたが、6人にならない小さな施設でも対象にしている。共同設置を利用しやすい仕組みとして、保育事業者が中心とする場合。2つに要綱を改正した。平成21年の4月改正(東京都) ・ 神奈川県子ども子育て支援条例に基づく認証制度があり、それを受けた企業が対象。雇用者が300人以下。乳幼児の定員が5人以上。複数の事業者による共同設置も認めている。企業や商店が集まって設置することも可能にした(神奈川県) ・ 定員、面積基準、申請手続き等を国の助成事業よりも緩め、小規模な施設でも設置を可能としている(国が示す基準はクリアしてもらう)(埼玉県) ・ 託児所を設置するには、設置費の他、毎年度の運営費等の多額の費用が必要であり、地域の実情に応じた託児所への国の助成制度が必要と思われる(新潟県) ・ 整備費補助について、従業員の児童のみを預かる場合には、定員10人未満の小規模施設に限り対象としている。企業の従業員数等について特に制限はない(さいたま市)

事業所内保育所設置のための検討	・ 県中小企業家同友会の会員企業およびその従業員に対しニーズ調査を実施。実際に共同設置することを視野に運営形態などについて具体的に検討。他企業の参考となるように、検討結果等について報告書にまとめる。(滋賀県)
共同での運営	・ 単独での運営は難しい。合同体での運営を考えていかなければならない(福岡市)

5) 国(県)への要望

事業所内保育施設の共同設置に関して、国(県)への要望をたずねた。最も多かった回答は、認可外保育施設の実態に沿った助成制度(助成条件の緩和など)であった。例えば宮城県では、「現在の国の補助制度の大部分は、認可保育所を対象としている。待機児童の解消、保育の質の確保という観点から、現実に保育が実施されている認可外の施設にも実態に合わせた補助の制度が必要と考える」と回答している。

その他の要望としては、福岡市では行政による支援の仕組みづくりをあげている。福岡市では、「小規模でも合同でできるようなコーディネートについても助成。コンサルタントなどの専門家が入っているので、準備費用も必要」と回答している。この点は、先述の東京都による指摘(「保育事業者が中心となって、複数の企業が共同で利用する施設を設置する方式が現実的ではないか」)や滋賀県の事業所内保育施設設置に向けての検討会といった取り組みとつながる意見ともいえる。

図表付 5-8 国(県)への要望

回答の内容	個別の回答
認可外の実態に沿った助成制度(条件の緩和など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の国の補助制度の大部分は、認可保育所を対象としている。待機児童の解消、保育の質の確保という観点から、現実に保育が実施されている認可外の施設にも実態に合わせた補助の制度が必要と考える(宮城県) ・ 事業者がどちらの補助制度を活用してもらうか。最初から小規模でも補助対象にできるような形をとったかどうか。施設全体の面積要件は不要ではないか(東京都) ・ 企業内保育所の設置の促進に必要な財源の確保を要望(埼玉県) ・ 事業所内託児所の設置については、国が地域の実情を踏まえて事業所を支援していくことが望まれる(新潟県) ・ 事業所内保育施設の設置が促進し、さらにその保育の質が維持・向上できるように、助成制度の拡充を希望する。(滋賀県)
行政による支援の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワーク・ライフ・バランスといった理念的な部分で普及していける仕組みづくり。財政支援は職業財団があるが、それ以外でも経産省からの助成、開設しやすい助成作り。小規模でも合同でできるようなコーディネートについても助成。コンサルタントなどの専門家が入っているので、準備費用も必要。行政の方が支援

	できる仕組みづくり(福岡市)
特になし	・ 財団法人21世紀職業財団が300人以下も以上も含めてやっているし、設置、運営費などへの助成を幅広くやっているの、特に要望はない(神奈川県)

6) 事業所内保育施設に対する評価・期待 (保育行政における位置づけ)

事業所内保育施設に対する評価・期待として、最も多かった回答は、子育て支援・ワーク・ライフ・バランスに関する回答であった。「今後も認可保育所の設置を進めるほか、事業所内保育所も支援していきたい」(埼玉県)や「多様な保育施設の中のひとつ」(東京都)といった回答のように、認可保育所とともに、事業所内保育施設が選択肢として増えることで、より子育て支援やワーク・ライフ・バランスを支えることにつながることを期待されている。

次いで、待機児童の解消(神奈川県、滋賀県、さいたま市)や、雇用促進・人材の確保(宮城県、埼玉県、滋賀県)など、自治体や企業の両者にとって問題解決となることへの評価や期待がされていた。

図表付 5-9 事業所内保育施設に対する評価・期待 (保育行政における位置づけ)

回答の内容	個別の回答
子育て支援やワーク・ライフ・バランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都の全庁の中でも10年後の東京実行プログラムのひとつとしても位置づけ。直接待機児童の解消につながるの難しいが、多様な保育施設の中のひとつ。どちらかというと企業の次世代育成の支援をするため。ワーク・ライフ・バランスの支援。そういった点から他県でも労働関係の部署が担当されていると思う(東京都) ・ この制度を作り上げようとした矢先に景気が悪化し、事業者からなかなか手が上がらないという状況ではあるが、事業所内保育施設が増えることにより、県内の保育所待機児童の解消とワーク・ライフ・バランスに寄与すると考えるので、今後も制度を継続していきたい(神奈川県) ・ 景気にも左右されるが、企業からの問い合わせもあり、広まっている。若手の人材確保、離職防止にもなり、企業の子育て支援、ワーク・ライフ・バランスにつながるという企業が多い。県としては、今後も認可保育所の設置を進めるほか、事業所内保育所も支援していきたい(埼玉県) ・ 事業所内託児所への補助については、男女が共に働きやすい職場づくりの支援や事業所内のワーク・ライフ・バランスの推進を目的として行っており、託児所の設置により、これらの目的が達成されることを期待する(新潟県) ・ 待機児童が発生している中で、保育所の整備が求められているが、事業所内保育所が増えていけば働きやすい、ワーク・ライフ・バランスでも有効な手段ではないか(福岡市)
待機児童の解	<ul style="list-style-type: none"> ・ この制度を作り上げようとした矢先に景気が悪化し、事業者からなかなか手が上が

消	<p>らないという状況ではあるが、事業所内保育施設が増えることにより、県内の保育所待機児童の解消とワーク・ライフ・バランスに寄与すると考えるので、今後も制度を継続していきたい(神奈川県:再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 待機児童の解消にも資すると期待している。(滋賀県) ・ 待機児童を解消し、より働きやすい環境を整備するために効果がある(さいたま市)
雇用促進や人材確保・保護者の安心感	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近なところに子どもがいるという点で保護者の安心感も大きい。従業員の安定的雇用、企業イメージの向上にも繋がる(宮城県) ・ 景気にも左右されるが、企業からの問い合わせもあり、広まっている。若手の人材確保、離職防止にもなり、企業の子育て支援、ワーク・ライフ・バランスにつながるという企業が多い(埼玉県:再掲) ・ 企業にとって、子育てをしながら働ける環境を整えるための一つの手法であり、人材確保方策としても有効。特に女性の継続就業や再就職の支援につながる(滋賀県)

6. 自治体アンケート票

自治体アンケート

経済産業省 平成 21 年度サービス産業生産性向上支援調査事業（事業所内保育施設等実態調査事業）
事業所内保育施設についてのアンケート調査

調査実施：株式会社第一生命経済研究所

※本アンケートは、事業所内保育施設を管轄する部署にお送りしております。担当部署が複数にまたがる場合には、
連携してご回答くださいますようお願い致します。

※ご回答者様の自治体名・部署名をご記入ください。

自治体名	()
部署名	()

問 1. 事業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策（助成制度など。ただし、助成制度に限定せず）はありますか。（○は1つ）

1. ある	→	問 2 へお進みください
2. ない	→	問 6 へお進みください

【問 1 で「1. ある」を選択されたご回答者様のみ】

問 2. 施策の内容をお答えください。（○はいくつでも、数字を記入）

1. 設置に対する助成事業	→	平成 20 年度の予算額 ()
		助成件数 ()
2. 運営に対する助成事業	→	平成 20 年度の予算額 ()
		助成件数 ()
3. その他	→	概要をお答え下さい
[]		

※ 制度の概要が分かる資料があれば添付して下さい。ホームページのアドレスでも結構です。
ホームページのアドレス
()

問 3. 独自の助成事業を実施されている主な理由をお答えください。（○はいくつでも）

1. 事業所内保育施設は、地域の待機児童問題解決に貢献するから	
2. 事業所内保育施設は、地域の保育サービスを充実させる上で企業の協力が得られ、財政的に効率的な方法だから	
3. 事業所内保育施設は、事業所の従業員にとって時間的、地理的に利便性が高いなど、優れた点があるから	
4. 事業所内保育施設は、設置企業の人材確保に役立ち、地域の企業の競争力の向上につながるから	
5. 事業所内保育施設の質の向上を図りたいから	
6. その他	
[]	

問4. 事業所内保育施設の設置を推進される上で課題と感じられていることをお答え下さい。(〇はいくつでも)

- 1. 事業所内保育施設に対する企業の認知度が低く、設置を検討する企業が少ない
 - 2. 事業所内保育施設に関心を持つ企業は少なくないが、必要な負担に耐えられる企業は限られている
 - 3. 設置企業の経営状況に運営が影響されやすく、質の確保が不安である
 - 4. 施設近隣の企業や住民から利用の要望があるが、設置企業との調整が難しい
 - 5. その他
- []

問5. 独自の施策は、事業所内保育施設の「共同設置（※複数の企業等が共同で事業所内保育施設を設置し、共同で運用する形態）」を対象としていますか。(〇は1つ)

- 1. 共同設置を推進するための施策が含まれている → 付問5-1へ
- 2. 共同設置を特に推進するものではないが、共同設置も支援対象となっている → 付問5-2へ
- 3. 共同設置は支援対象となっていない → 付問5-4へ

【付問5-1は、問5で「1」を選択されたご回答者様のみ】

付問5-1. 共同設置を推進するための施策の概要をお答え下さい。

【付問5-2と付問5-3は、問5で「1」又は「2」を選択されたご回答者のみ】

付問5-2. 実際に支援対象となった共同設置の事例等がありますか。(〇は1つ)

- 1. ある → 設置施設名 ()
- 2. 実現はしなかったが、具体的相談はあった
- 3. ない

付問5-3. 共同設置を推進される上で課題と感じられていること（課題になるだろうと思われること）をお答え下さい。(〇はいくつでも)

- 1. 企業側の認知度が低く、そもそも企業から案件が出てこない
 - 2. 共同設置であっても、なお資金的に取組めない企業が大半である
 - 3. パートナーとなる企業が見つかりにくい
 - 4. 関係者間の調整が困難で検討が前に進みにくい
 - 5. その他
- []

【付問5-4は、問5で「3」を選択されたご回答者のみ】

付問5-4. 共同設置を支援対象とされていない理由をお答え下さい。(〇はいくつでも)

1. 企業側のニーズが小さいと認識しているから。
2. 共同設置は関係者間の調整が難しく、現実的ではないから。
3. できれば支援対象にしたいが、予算の制約があつて難しいから。
4. 共同設置の意義等について十分検討できていないから。
5. その他

[

]

【問1で「2. ない」を選択されたご回答者様のみ】

問6. 独自の施策を実施されていない主な理由をお答え下さい。(〇はいくつでも)

1. 待機児童問題はなく、また、地域の企業からのニーズもないから
2. 国等の支援策で十分であるから
3. 行政としては認可保育所の整備が先であり、事業所内保育施設は基本的に民間の取組であるから
4. 事業所内保育施設は、設置企業の従業員の子どものみしか受け入れられないため、公平性の観点から取組みにくいから
5. 事業所内保育施設は、設置企業の経営状況に左右されやすいなど、保育サービスとして理想的とは言えないから
6. できれば独自の施策を検討したいが、予算や人員の制約があつて難しいから
7. 現在検討中である
8. その他

[

]

【問6で「6」又は「7」を選択されたご回答者様のみ】

付問6-1. 独自の施策を検討したいと考える主な理由をお答え下さい。(〇はいくつでも)

1. 事業所内保育施設は、地域の待機児童問題解決に貢献するから
2. 事業所内保育施設は、地域の保育サービスを充実させる上で企業の協力が得られ、財政的に効率的な方法だから
3. 事業所内保育施設は、設置企業の従業員にとって時間的、地理的に利便性が高いなど、優れた点があるから
4. 事業所内保育施設は、設置企業の人材確保に役立ち、地域の企業の競争力の向上につながるから
5. 事業所内保育施設の質の向上を図りたいから
6. その他

[

]

アンケート調査は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

同封の返信用封筒にて、12月18日(金)までに、ご返送くださいますようお願いいたします(当日消印有効)。

事業所内保育施設に対する独自の助成制度がある場合、そのパンフレットや資料を同封してください。

7. 自治体アンケート（結果）

(1) 調査概要

自治体へのアンケートの調査概要は図表付 7-1 のとおりである。調査対象へのアンケート送付の宛先は、各自治体の事業所内保育施設の担当部署名とした。

図表付 7-1 調査概要

調査名	経済産業省 平成 21 年度サービス産業生産性向上支援調査事業 (事業所内保育施設等実態調査事業) 事業所内保育施設についてのアンケート調査
調査対象	・ 全国の都道府県 47 ・ 政令指定都市 17 ・ 中核市 39 ・ 保育計画を策定する市区町村(待機児童数50人以上) (上記の市区町村を除く) 58 ・ 独自支援を実施している市町村 (上記の市区町村を除く) 6 計 167
有効回収数 (率)	・ 全国の都道府県 39(83.0%) ・ 政令指定都市 15(88.2%) ・ 中核市 32(82.1%) ・ 保育計画を策定する市区町村(待機児童数50人以上) 48(82.8%) ・ 独自支援を実施している市町村 5(83.3%) 計 139(83.2%)
調査方法	郵送調査法
調査時期	平成 21 年 10-11 月

(2) 調査結果

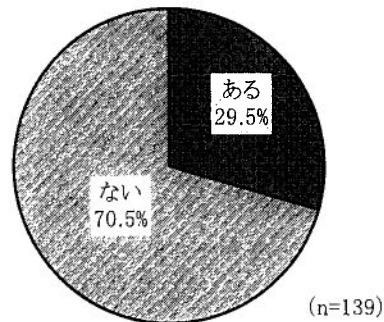
1) 事業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策

a) 独自の施策の有無

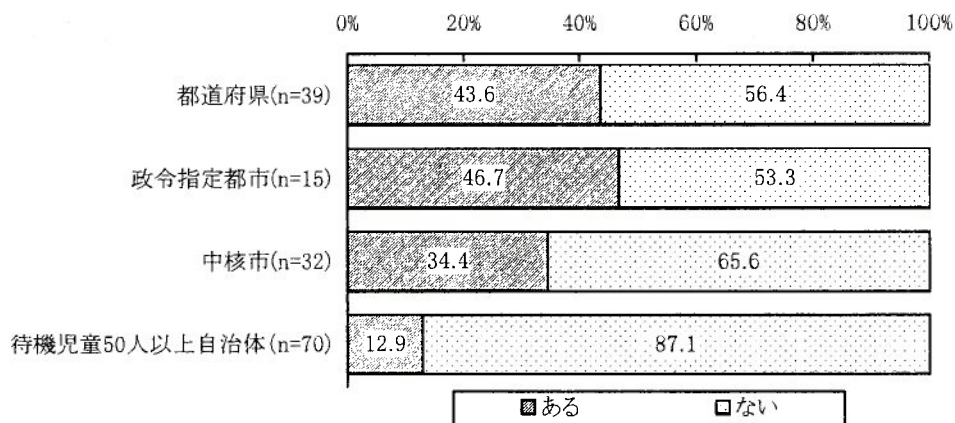
「業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策（助成制度など。ただし、助成制度に限定せず）」の有無についてたずねた。

その結果、「ある」と回答した割合は 29.5%で、「ない」が 70.5%となった（図表付 7-2）。自治体区分別にみると、「ある」と回答した割合は、政令指定都市（46.7%）で最も多く、次いで都道府県（43.6%）、中核市（34.4%）の順となった（図表付 5-11）。保育計画を策定する市区町村（待機児童 50 人以上）では、12.9%にとどまった。

図表付 7-2 事業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策の有無



図表付 7-3 事業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策の有無
(自治体区分別)



b)独自の施策の内容

次に、業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策が「ある」と回答した自治体に対し、施策の内容をたずねた。具体的には、設置に対する助成事業との運営に対する助成事業について、それぞれ平成 20 年度の予算額と助成件数である。

<設置に対する助成事業>

設置に対する助成事業について、回答があった自治体は 14 あった。7 都道府県と 7 市である。回答のうち、平成 20 年度の最高予算額は 405,000 千円、最低予算額は 100 千円であった（なお、事業所内保育施設以外の認可外保育施設への助成の金額も含めた回答を含む場合もある）（図表付 7-4）。助成件数の最大件数は 17 件であった。5 自治体では、平成 20 年度の助成実績はなかった。

図表付 7-4 設置に対する助成事業(平成 20 年度の予算額と助成件数)

平成 20 年度の予算額 (千円)	助成件数	平成 20 年度の予算額 (千円)	助成件数
405,000	4	7,500	1
80,016	17	7,500	1
50,000	9	5,450	0
26,666	2	5,000	0
20,000	2	1,200	0
20,000	0	1,000	2
13,875	1	100	0

注：事業所内保育施設以外の認可外保育施設への助成の金額も含めた回答を含む場合がある。

<運営に対する助成事業>

運営に対する助成金については、24 の自治体から回答があった。8 県と 16 市である。回答のうち、平成 20 年度の最大予算額は 125,235 千円、最低予算額は 40 千円であった（なお、事業所内保育施設以外の認可外保育施設への助成の金額も含めた回答を含む場合もある）（図表付 7-5）。4 自治体では、平成 20 年度の助成件数は 0 件であった。

図表付 7-5 運営に対する助成事業(平成 20 年度の予算額)

平成 20 年度の予算額(千円)	平成 20 年度の予算額(千円)
125,235	4,403
72,228	3,543
53,344	3,000
35,124	2,666
30,596	2,627
20,635	2,400
17,787	2,200
12,000	816
11,745	636
11,646	120
5,000	112
5,000	40

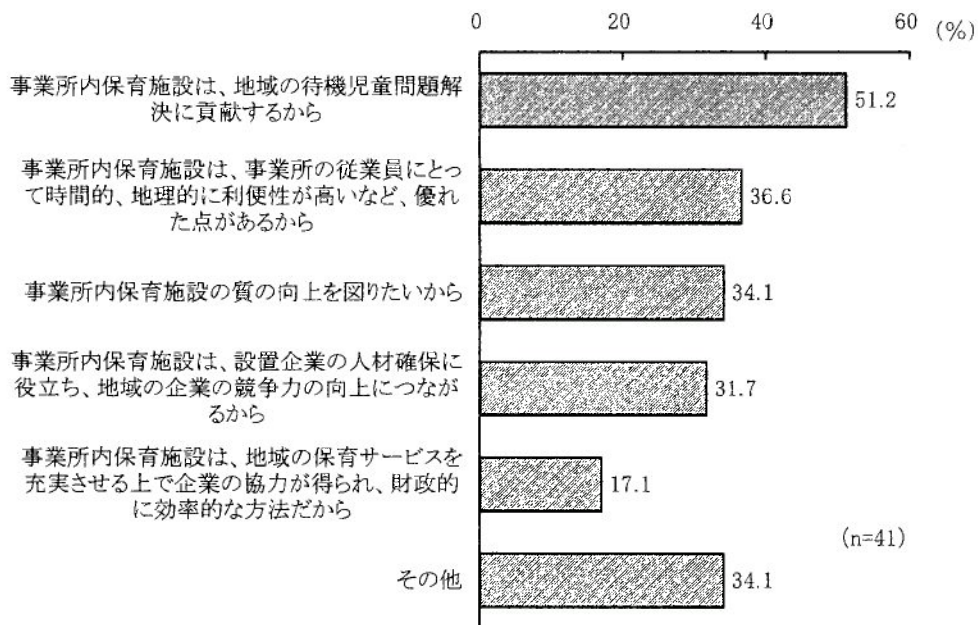
注：事業所内保育施設以外の認可外保育施設への助成の金額も含めた回答を含む場合がある。

c)独自の施策を実施している主な理由

独自の助成事業を実施している主な理由を複数回答でたずねた。

その結果、最も多かった回答は、「事業所内保育施設は、地域の待機児童問題解決に貢献するから」(51.2%)であった(図表付 7-6)。次いで、「事業所内保育施設は、事業所の従業員にとって時間的、地理的に利便性が高いなど、優れた点があるから」(36.6%)、「事業所内保育施設の質の向上を図りたいから」(34.1%)、「事業所内保育施設は、設置企業の人材確保に役立ち、地域の企業の競争力の向上につながるから」(31.7%)の順となった。「事業所内保育施設は、地域の保育サービスを充実させる上で企業の協力が得られ、財政的に効率的な方法だから」は17.1%にとどまった。

図表付 7-6 独自の助成事業を実施している主な理由(複数回答)



さらに、自治体区分別にみると、都道府県では、「事業所内保育施設は、地域の保育サービスを充実させる上で企業の協力が得られ、財政的に効率的な方法だから」と「事業所内保育施設は、事業所の従業員にとって時間的、地理的に利便性が高いなど、優れた点があるから」がいずれも35.3%で回答が多かった(図表付 7-7)。

一方、政令指定都市では、「事業所内保育施設は、地域の待機児童問題解決に貢献するから」が100.0%で最も多く、次いで都道府県と同じ回答がいずれも57.1%を占めた。

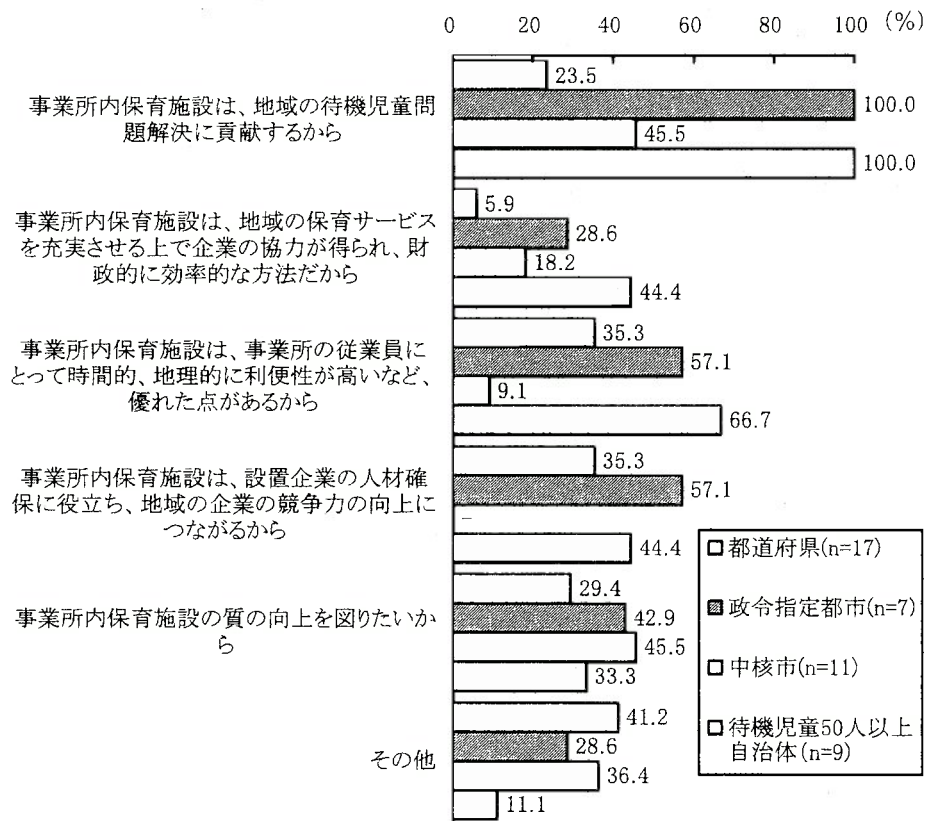
中核市では、「事業所内保育施設は、地域の待機児童問題解決に貢献するから」と「事業所内保育施設の質の向上を図りたいから」がいずれも45.5%が多かった。

待機児童50人以上の自治体では、政令指定都市に同じく、「事業所内保育施設は、地

地域の待機児童問題解決に貢献するから」が100.0%で最も多く、次いで「事業所内保育施設は、事業所の従業員にとって時間的、地理的に利便性が高いなど、優れた点があるから」(66.7%)であった。

図表付 7-7 の「その他」(34.1%)について、自由回答の内容をみると、5自治体では、「ワーク・ライフ・バランス」をあげている(図表付 7-8)。4自治体では、「認可・認可外の格差是正」を、2自治体では「事業所内保育施設の課題解決」を主な理由としてあげている。

図表付 7-7 独自の助成事業を実施している主な理由
(複数回答、自治体区別)



図表付 7-8 独自の助成事業を実施している主な理由
(その他の自由回答)(順不同)

回答の分類	自由回答
ワーク・ライフ・バランス	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者の仕事と家庭の両立促進 企業の地域社会における子育て支援促進 企業における子育て支援を促進し、従業員のワーク・ライフ・バ

	<p>ランスを実現することが少子化対策につながるから</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワーク・ライフ・バランスの実現に寄与するから ・ 子育てを行っている方の働きやすい環境づくりを支援するため ・ 仕事と子育ての両立のための環境整備を促すため
認可・認可外の格差是正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可外に入所している児童も市民であるから ・ 事業所内保育施設を含めた認可外保育施設の入所児童の処遇向上を図るため ・ 保護者に仕事と身近な場所で保育することによる安心感を与える ・ 認可保育所(園)入所児の第3子に対する保育料の助成があるため
事業所内保育施設の課題解決	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内保育施設設置における課題解決を支援するため ・ 厚生労働省が助成している制度は、乳幼児の定員が10名以上を対象としているため、9名以下の施設を対象に助成するため

d)事業所内補区施設の設置を推進する上での課題

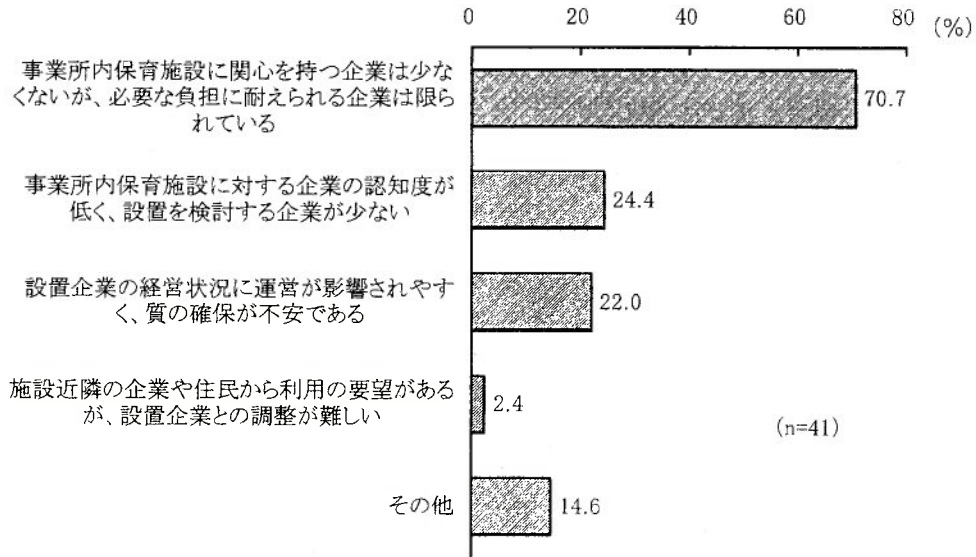
事業所内保育施設の設置を推進される上の課題として感じていることを複数回答で回答を得た。

事業所内保育施設の設置を推進される上での課題は、「事業所内保育施設に関心を持つ企業は少なくないが、必要な負担に耐えられる企業は限られている」(70.7%)が最も多かった(図表付 7-9)。次いで、「事業所内保育施設に対する企業の認知度が低く、設置を検討する企業が少ない」(24.4%)、「設置企業の経営状況に運営が影響されやすく、質の確保が不安である」(22.0%)、「その他」(14.6%)であった。「施設近隣の企業や住民から利用の要望があるが、設置企業との調整が難しい」は2.4%にとどまった。

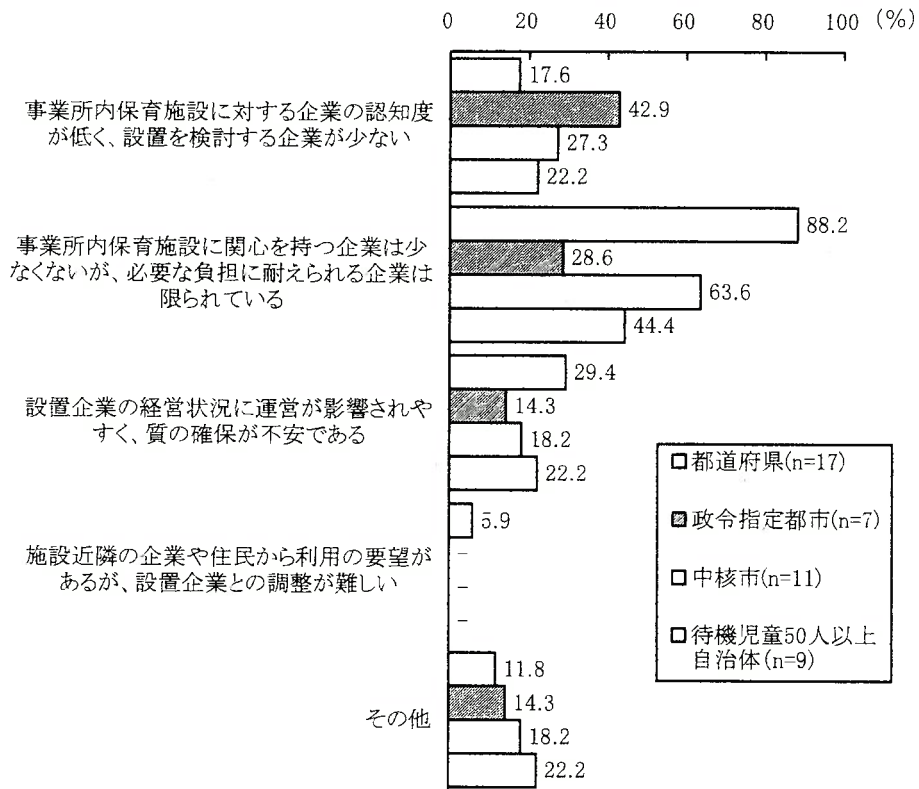
都市区分別にみた結果は図表付 7-10 のとおりである。都道府県や中核市、待機児童50人以上自治体では、「事業所内保育施設に関心を持つ企業は少なくないが、必要な負担に耐えられる企業は限られている」が、それぞれ 88.2%、63.6%、44.4%と高い。政令指定都市では、「事業所内保育施設に対する企業の認知度が低く、設置を検討する企業が少ない」が 42.9%で最も多かった。

図表付 7-9 の「その他」の自由回答の3つの回答は、「事業所内保育施設を利用する職員が安定して見込めない」、「企業のニーズがなく、保育施設を設置する必要性が弱い。設置および運営費用の負担が大きい」、「低年齢の時は良いが、就学が近くなると、集団生活等を保護者が望むことが多いため、高年齢でも、ある程度の人数が必要となるため」であった。

図表付 7-9 事業所内保育施設の設置を推進する上での課題（複数回答）



図表付 7-10 事業所内保育施設の設置を推進する上での課題
(複数回答、自治体区分別)

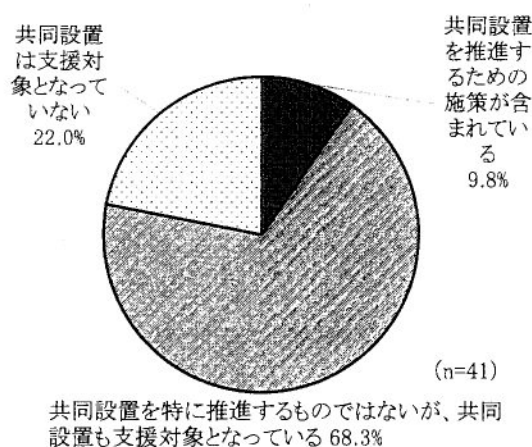


e) 事業所内保育施設への共同設置の対象の有無

独自の施策は、事業所内保育施設の「共同設置（※複数の企業等が共同で事業所内保育施設を設置し、共同で運用する形態）」を対象としているかどうかたずねた。

その結果、「共同設置を特に推進するものではないが、共同設置も支援対象となっている」（68.3%）が最も多かった（図表付 7-11）。「共同設置を推進するための施策が含まれている」は9.8%、「共同設置は支援対象となっていない」は22.0%であった。

図表付 7-11 独自の施策による事業所内保育施設の「共同設置」の対象の有無



< 共同設置を推進するための施策 >

独自の施策に、「共同設置を推進するための施策が含まれている」と回答した自治体に対し、共同設置を推進するための施策の概要をたずねた。

具体的な回答として、「保育事業者が近隣の企業等の為に事業所内保育施設を設置する場合も対象」とする施策や、「県の中小企業家同友会に業務を委託」する施策などがあげられた（図表付 7-12）。

図表付 7-12 共同設置を推進するための施策の概要（順不同）

- ・ 保育事業者が近隣の企業等の為に事業所内保育施設を設置する場合も対象
- ・ 共同設置調整費補助金事業主等が事業所内託児所の共同設置調整業務について、他企業等に委託するか、又は、自ら共同設置希望者を募り、運営を開始するまでに要する調整経費(1)調整業務委託料(2)調整業務に係る人件費(賃金、謝金、保険料等)(3)調整業務に係る活動事務費(旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等)
- ・ 平成20年度の事業として「事業所内保育施設共同設置モデル事業」に取り組んでいる。
1,000,000円の委託料で、県の中小企業家同友会に業務を委託

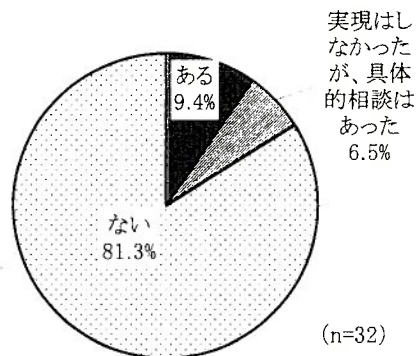
<共同設置の事例>

独自の施策に、「共同設置を推進するための施策が含まれている」または、「共同設置を特に推進するものではないが、共同設置も支援対象となっている」と回答した自治体に対し、実際に支援対象となった共同設置の事例等の有無を尋ねた。

その結果、「ない」が81.3%と最も多く、「ある」と回答した自治体は9.4%であった(図表付7-13)。「実現はしなかったが、具体的相談はあった」自治体は6.5%である。

実際に支援対象となった共同設置の事例が「ある」と回答した自治体のうち、設置施設名の回答があった自治体は1自治体のみであった。「実現はしなかったが、具体的相談はあった」と回答した自治体名は2自治体であった。

図表付7-13 実際に支援対象となった共同設置の事例の有無

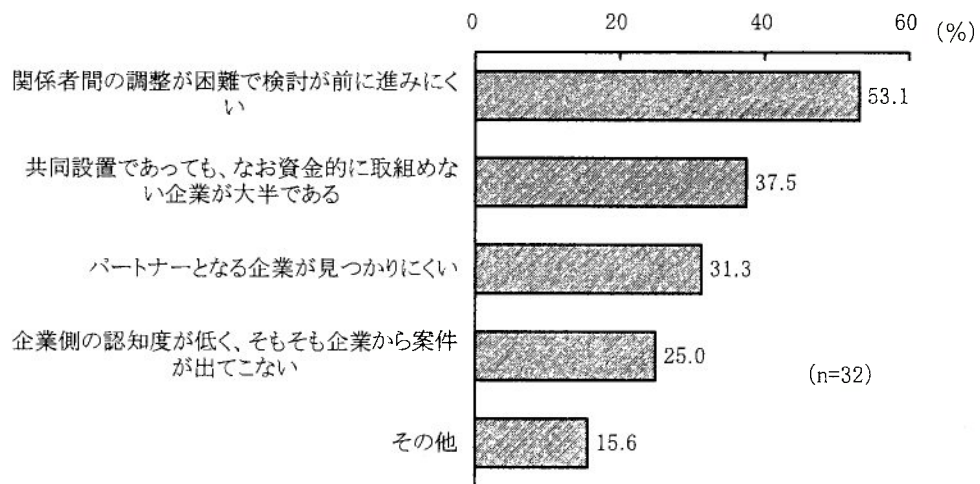


<共同設置を推進する上での課題>

共同設置を推進される上で課題と感じられていること(課題になるだろうと思われること)について複数回答でたずねた。その結果、「関係者間の調整が困難で検討が前に進みにくい」(53.1%)が最も多かった(図表付7-14)。次いで、「共同設置であっても、なお資金的に取組めない企業が大半である」(37.5%)、「パートナーとなる企業が見つかりにくい」(31.3%)、「企業側の認知度が低く、そもそも企業から案件が出てこない」(25.0%)の順となった。

「その他」(15.6%)と回答した自治体の自由回答には、「立地や開所時間の調整が困難」や「費用の按分方法や入所児童のバランス。同じ金額を支出しても、一方の企業の子供ばかり入所することも考えられる」という回答が寄せられた。

図表付 7-14 共同設置を推進される上での課題（課題になると思われること）（複数回答）



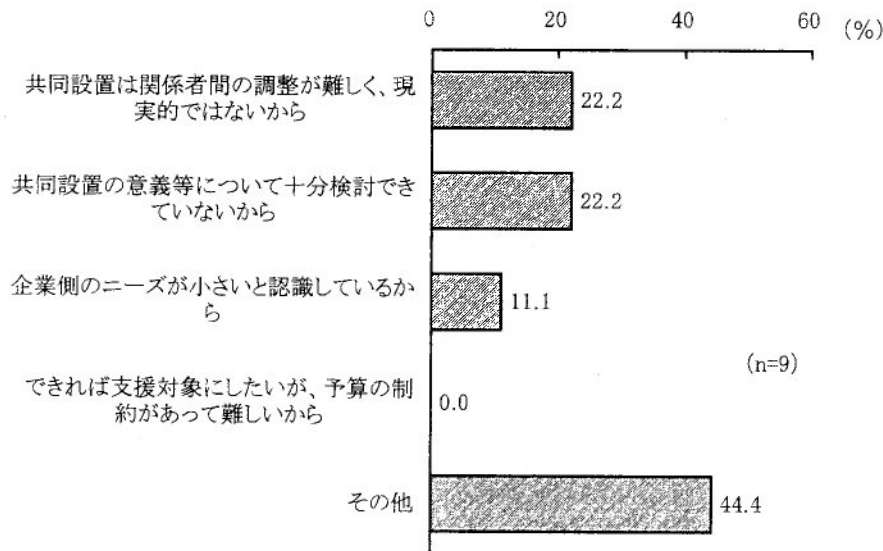
<共同設置を対象としていない理由>

独自の施策では、事業所内保育施設の「共同設置は支援対象となっていない」と回答した9自治体に対し、その理由をたずねた。

その結果、「その他」(4自治体、44.4%)の回答が最も多く、次いで「共同設置は関係者間の調整が難しく、現実的ではないから」と「共同設置の意義等について十分検討できていないから」が、それぞれ2自治体(22.2%)を占めた(図表付7-15)。「企業側のニーズが小さいと認識しているから」は1自治体(11.1%)、「できれば支援対象にしたいが、予算の制約があつて難しいから」には回答はなかった。

「その他」の具体的な自由回答には、「院内保育所を対象としているため」と「市内にある事業所内託児施設は全て単独で設置されているため」があげられた。

図表付 7-15 共同設置を支援対象としていない理由（複数回答）



2) 独自の施策を実施していない自治体

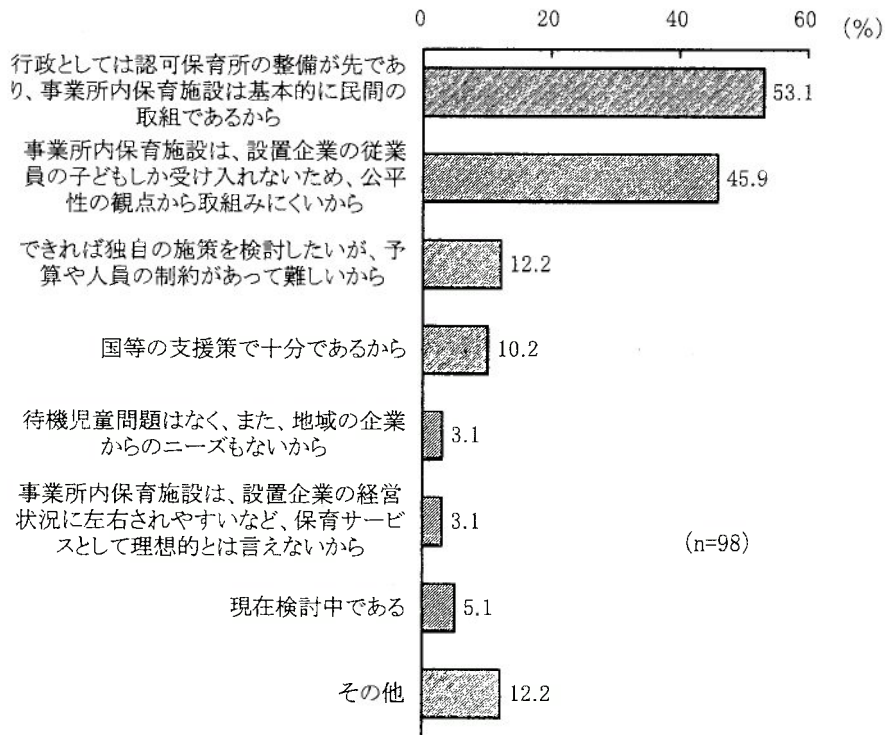
a) 独自の施策を実施していない主な理由

独自の施策を実施していない自治体に、その理由をたずねた。

その結果、「行政としては認可保育所の整備が先であり、事業所内保育施設は基本的に民間の取組であるから」が最も多く、53.1%であった（図表付 7-16）。次いで、「事業所内保育施設は、設置企業の従業員の子どものみしか受け入れられないため、公平性の観点から取組みにくいから」（45.9%）の回答が多かった。「できれば独自の施策を検討したいが、予算や人員の制約があって難しいから」（12.2%）や「国等の支援策で十分であるから」（10.2%）の回答は10%前後と少なかった。「現在検討中である」は5.1%であった。

「その他」（12.2%）の自由回答を分類した結果、最も多かったのは、「国や県等による支援があるため」で4自治体が回答した（図表付 7-17）。次いで、「認可保育園が担うため」、「企業内の福利厚生であるため」が、それぞれ2自治体が回答した。1件ずつではあるが、以下のような自由回答も寄せられた。「設置・運営についての助成制度はないが、事業所内保育施設保育従事者を対象に研修を実施し、質の向上を図っている」、「予算がないから」、「保育施設整備計画に優先して取り組んでいるため」、「現在の国、都の補助制度は、時限的な体系になっているため。継続性という点で不安定さがあるため」などである。

図表付 7-16 独自の施策を実施していない理由（複数回答）



図表付 7-17 独自の施策を実施していない理由
(その他の自由回答) (順不同)

回答の分類	自由回答
国や県等による支援があるため	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度まで新設・改修費への補助制度(県1/2, 市1/2負担)があつたが、平成20年度に入り、企業内保育施設の整備をさらに促進させるため県から企業等への直接補助とし、補助内容を大幅に改善させることとなつたため、市の補助制度は廃止した 現在、区内に本社のある企業に対し、国、都の補助制度を活用して事業所内保育の設置を働きかけている 東京都が「事業所内保育施設支援事業」を整備しているため 東京都において支援策がある為
認可保育園が担うため	<ul style="list-style-type: none"> 本県では、保育は認可保育所で行うのが望ましいと考えているため 待機児童解消施策としては、認可保育所の整備を進めているところです。事業所内保育施設への施策については、現在実施しておりませんが、優先順位によるものではありません。今後、国の動向を注視し研究していく必要があると認識しております

企業内の福利厚生であるため	・ 事業所内保育施設は、従業員のための福利厚生施設と考えているため
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内保育施設は企業の福利厚生の一部としてとらえているため ・ 設置・運営についての助成制度はないが、事業所内保育施設保育従事者を対象に研修を実施し、質の向上を図っている ・ 予算がないから ・ 市内に事業所内保育施設はあるが、待機児童はないため、認可保育所以外への支援策を講ずる必要性は低いと考えられるため ・ 保育施設整備計画に優先して取り組んでいるため ・ 現在の国、都の補助制度は、時限的な体系になっているため。継続性という点で不安定さがあるため

b)独自の施策を実施したいと考える主な理由

独自の施策を検討したいと考える主な理由をたずねた。

その結果、「事業所内保育施設は、地域の待機児童問題解決に貢献するから」(70.6%)が最も多かった(図表付 7-18)。次いで、「事業所内保育施設は、設置企業の従業員にとって時間的、地理的に利便性が高いなど、優れた点があるから」(52.9%)、「事業所内保育施設は、設置企業の人材確保に役立ち、地域の企業の競争力の向上につながるから」(41.2%)、「事業所内保育施設は、地域の保育サービスを充実させる上で企業の協力が得られ、財政的に効率的な方法だから」(35.3%)、「事業所内保育施設の質の向上を図りたいから」(23.5%)の順となった。

「その他」に回答があった1自治体では、「事業所内保育施設を、従業員だけでなく、区民も利用できることを条件に助成を検討中」との具体的な回答があった。

図表付 7-18 独自の施策を検討したいと考える主な理由（複数回答）

